

午前10時2分 開議

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成12年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、4番 市道浩高議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において19番 角谷英男君、20番 西浦 修君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、6番 松本雪美君の質問を許可いたします。松本君。

6番（松本雪美君） 皆さんおはようございます。日本共産党の松本雪美でございます。2000年第1回定例会において、一般質問を行います。

1981年、この泉南市で多くの市民の皆さんの信頼を得て、初めての女性議員として市議会へ送り出していただいてから19年4カ月ですが、泉南市の女性の代表として、きょう3月8日国際婦人デーのこの日に質問に立たせていただくことへの喜びと、そして同時に、その市議会での役割、その責任の重さを身の引き締まる思いで感じています。

さて、3月8日国際婦人デーは、世界じゅうの女性たちがパンと権利と平和を求めて一斉に行動する日として定められています。90年前にパンと参政権を与えよと立ち上がったアメリカの女性たちの運動を世界中に広げようと、ドイツの女性運動家であるクララ・ツェトキンさんが国際婦人デーを提唱して今日に至っています。日本では、戦前の暗黒時代に数人の女性たちの集まりや戦後の1万人を超える集会など、女性たちの闘いが今日まで引き継がれ、確かな歩みを続けてきました。

今、世界では、アメリカの経済的、軍事的覇権主義への女性たちの抵抗と批判、闘いが広がっています。NATO——北大西洋条約機構軍による

ユーゴ無差別空爆には、多くの国の女性たちが抗議の意志を表示しました。マレーシア、フィリピン、タイの女性たちは自国の農業、食糧を脅かすWTO——世界貿易機構にノーの声を上げています。日本の女性たちは何よりも平和が大事と、戦争法や憲法改悪に反対する運動や暮らしや雇用、環境を守る運動へと発展させ、新たな共同と連帯の輪を広げてきました。

こうした女性たちの運動の高揚の中で、きょう3月8日の国際婦人デーは、「貧困と女性たちに対する暴力の根絶を」、そして「平和、平等、人間らしい暮らし、いのち輝く21世紀を」のスローガンを掲げて、きょう大阪集会は森の宮ピロテューホールを初め全国各地で集会が開かれます。

また、ことしは、これまでにない大きな特徴を持った2000年世界女性行進のスタートが切られます。そして、東京では銀座行進が、大阪では大阪市役所の女神の像から御堂筋への行進のスタートが切られます。泉南市の女性運動にかかわる人たちも集会や行進に参加します。

このように、世界の隅々からそれぞれの国、地域の女性たちが平和主義者の行動としてみずからの要求を掲げ、自主的に参加する行進が展開されます。日本の隅々から始まる女性たちのその一歩は、世界の女性と結び合っ合流し、連帯を強め、政府を包囲する2000年の大きなうねりをつくり出すものとなるでしょう。

多くの国々は、この3月8日を祝日と決めるなど、各国での取り組みはさまざまですが、何よりも国連では、男女平等のために女性たちの社会参加と社会変革を求める幾世紀にもわたる闘いに根差して、変革を求め前進を確認する日と位置づけて、1995年、国連文書でも世界じゅうに発してきました。今後も世界の女性たちは、歴史のつくり手として新たな世紀に向けて社会変革へのエネルギーをさらに発揮できるよう期待するとともに、私もその一員として全力で頑張りたいと思います。

さて、この間、吉野川可動堰、愛知万博、関空2期工事などなど自然破壊の開発に反対する住民の運動は、20世紀型の開発至上主義でなく、自然と人間が共生する社会の実現への世界の流れと

重なり合って、世論や政治を大きく動かしています。沖縄の基地反対の県民の闘いも、外国軍隊の駐留や基地の撤去を求める運動は、世界の大きな流れに沿ったものであります。そして、国際民主婦人連盟の会議では、核兵器や軍事ブロック反対、アメリカの覇権主義を糾弾する声が期せずして多くの国の代表から出たことに見られるように、憲法改悪反対、核兵器廃絶、日米安保条約の破棄の願いは、今、世界の女性と心を通わせた課題となっています。

私は、この記念すべき3月8日の国際婦人デーに、泉南市の女性の代表として大綱5点にわたり質問をしたいと思います。

大綱1点目は、女性問題と子育て支援対策です。

まず最初は、昨年6月23日に男女共同参画社会基本法の制定を受けて、目的である基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成を総合的に計画的に推進すること。特に附帯決議では、家庭生活と他の活動との両立のため、環境整備を早急に進めるとともに、子の養育、家族の介護は社会もともに責任を負うこと、そしてその社会的支援の充実強化を図ると示されています。

5年前の1995年に策定された目標となるべき「せんなん女性プラン」は、当初から不十分さを指摘してきましたが、これまで実施計画も目標年次も示さないままいたずらに時が過ぎてしまい、今日に至っています。真の男女共同参画社会を目指すためにどうすればいいのか具体的に示し、市の施策のおくれを取り戻す努力をするべきです。市はどのように考えておられますか。

その2は、子育て支援の問題です。

(1)働く女性の立場からどうしても欠かせない子育て支援として、泉南市の保育所の役割の問題点として今日まで指摘されてきた土曜日を平日並みの保育の実施をすること。もちろん給食実施や保育内容の充実のためにも、正職保育士の配置についてお答えください。

(2)は乳幼児医療費無料制度の拡充について、少子化時代の大切な行政として位置づけられていますが、府は通院分についても2001年から0歳児、2002年には1歳児について実施すると

発表しました。府の事業化を待つまでもなく、当市も0歳、1歳の通院分は実施されていますが、来年度は他市と同じように2歳児まで引き上げていく姿勢はありませんか。

(3)は来年度の国家予算にも盛り込まれている子育て支援対策と称しての小学校入学までの児童手当を支給するという問題ですが、支給額や所得制限は現行のままと言っていますから、全国で300万人もの子供たちが新たに児童手当を受けられることになるということです。

このことは悪いことではありませんが、政府はこのために2,200億円の必要な財源のうち2,030億円までも、16歳未満の子供たちの年少扶養控除を現行の48万円から38万円に引き下げて、小学1年生から16歳未満の子供を持つ世帯に増税を押しつけ、財源を生み出そうとしているのです。11年度には実施された子育て減税としての年少扶養控除を1年で元に戻すという全く計画性のない、子育て減税どころか子育て増税とか言われても仕方がないような国民をばかにした、ためにする思いつき施策と言われても仕方がないことであります。昨年景気対策として実施された不公平だと多くの国民から大不評を受けたあの地域振興券と同じように、またまた国民の怒りを噴出させています。

さて、国民の怒りを買っているこの児童手当の拡充施策で、増税になる、影響を受ける児童数を示してください。

大綱2点目は教育行政です。

学校崩壊、学級崩壊と授業が成り立たないという状況は、この泉南市にもあらわれております。信達中学校の公開参観日に参加して、本当に先生も生徒も大変な状況を目の当たりに見せつけられ、ショックを受けました。何とかしたいと思っても、子供たちに十分接する時間もつくれぬ。それなのに、ことしに続き、来年度は進路指導の先生が1人また減らされます。もうこれ以上限界だと、父母や先生たちの叫びがこの30人学級実現と教員の増員を求める請願書にあらわれているのではないのでしょうか。紹介議員がなかったために、請願扱いにはなりませんでしたが、4,299人もの父母が集めた署名の重みを、PTAの叫び

をどうとらえておられるのでしょうか。市長へ直接要望されたということですが、30人学級実施、どのように対応されますか。

その2は、教育施設整備は待たなしの状況です。にもかかわらず、来年度は、予算ではその対策はコンピューター室の整備と耐震診断2校分だけ、何もそれ以外に学校を整備していくというような予算化はありません。今後の施設整備、傷んだ校舎や301項目の整備はこれからどうしていくのか、方向をきっちり示すと約束をしたはずなのに、いまだに答えを出さずに放置しています。このことをどういうふうに進めていかれるのでしょうか。学校施設の荒れは子供の心をむしばんでいきます。真剣に考えてお答えください。

その3は、日の丸、君が代を国旗、国歌としての法制化の問題であります。

さて、昨年8月、国旗、国歌として法制化され、初めての卒業式、入学式を迎えますが、文部省や教育委員会の強制のエスカレートが各地で問題となり、一体卒業式はだれのためのものなのか、入学式はだれのためのものなのかという声が上がっています。国旗及び国歌に関する法律には、国民に義務づける規定はありません。小淵首相も今回の法制化に当たり義務づけを行うことは考えておらず、国民の生活に何ら影響や変化が生じることはないかと答弁しています。

それを文部省などがこうした答弁をも無視して、踏み絵まがいの押しつけまで引き起こすことは、断じて許されるものではありません。こうした押しつけに対して国民的な批判が広がっていることは、国民の良識を示すものであります。そして、マスコミ各社でも、一斉に強制に対する批判の社説を掲げました。

朝日の社説では、学校や生徒には自主性を求めつつ、国歌や国旗は押しつける。文部省の進めている方針は自己矛盾に満ちている。締めつけを強めるようなことは中止すべきである、と記しています。泉南市でも、子供たちの父母も加えて新日本婦人の会の皆さんたちが、府立高校や小・中学校、そして教育委員会などに対して、日の丸、君が代の押しつけ反対の申し入れを行っています。このような人たちの行動が今全国各地で広がって

いるのです。

こうした中で、日の丸、君が代が押しつけられた学校でも、卒業式場で起立しなかったり歌わなくてもいいと説明をする校長先生があらわれています。さらに、この間卒業式が行われた学校を1つ例に挙げると、この近くの泉鳥取高校では、学校側の日の丸、君が代の強制は許さない、生徒、父母、教師にも内心の自由を保障されるべきと、こうした意思を強く表明し、生徒は1人、父母は4割以外の人たち、教師も含めて君が代斉唱のときは起立しなかったという状況であったそうであります。砂川高校の先生が、そして泉南高校の父母も教師も一緒になって、君が代押しつけに反対し、門前でもビラまきをし、式場から退場したり、また式場に入場しなかったりなど、生徒や父母、教師は内心の自由、沈黙の自由を行使して、君が代を強行する校長に抗議の意志を表明したそうあります。

卒業式は学校生活を締めくくり、子供たちの新たな門出を祝うものであります。それだけに、子供たちにとっても最もよい内容としたい。生徒も先生も、そして父母もみんな同じ思いであります。学校行事での国歌、国旗の強制は、いたずらに学校を混乱に陥れるだけであります。

今、政府が強行している君が代、日の丸の押しつけは、民主主義の原則に背を向けた文字どおりの戦争と軍国主義の時代の遺物であり、教育者の良心を踏みにじり、学校教育の荒廃した現状を上からの新たな統制で一層深刻なものにするだけであります。日の丸、君が代を今日までの国会での論議をどのように受けとめられて、泉南市教育委員会では各小・中学校に対して卒業式を目前にした今、どのような指導をされてきたのでしょうか。新日本婦人の会や父母の申し入れなどについても、どのように対応されるのでしょうか、お答えください。

大綱3点目は、平和の問題です。

その1は、ことしは市制30周年です。この年にこそ、非核平和都市条例の制定などで意義ある年にしようではありませんか。昭和59年の非核平和都市宣言から15年になります。平和を求める行政として一段と高いところへ上り、住民の平

和と安全を守るために、核兵器から解放された地域となるよう法的にも位置づけをすることは、すばらしいことではないでしょうか。この点についてお答えください。

その2は、平和を願う皆さんの意思を視覚に訴える4つの駅頭や各公共施設へモニュメントを設置するなど、市長も前市議会でこれから考えていくことであると、こう答えていますが、そのことについて具体的にお答えください。

大綱4点目は、消費者行政です。

現在は週3日の相談日が設定され、その他ウィークデーの残りの2日間も、相談員は事務処理ということで来庁され、窓口を開放し、相談者が来れば無償の市民サービスであります。温かく対応してくれています。不況下のもとで、ますます複雑で多様化する社会状況のもとで、相談内容も、解決することに手間取ったり悩んだり、拳句の果てにどうすることもできなくなって訪れる、こうした市民の駆け込み場所としてもとても喜ばれています。実績はそのことを答えとしています。

府の国民生活センターでは、泉南市の消費者相談窓口をセンターとして格上げしたそうありますから、行政の方が今これをこういう消費者生活センターとしてきちりとした対応をしていないおくれをどのようにされていくのでしょうか。来年度には、ウィークデーの1日を相談日として設定するということがありますけれども、残っているのは2日であります。全部の日にち、ウィークデーすべてを消費者のために相談日として設定しようではありませんか。

大綱5点目は、たばこの問題です。

前議会でも取り上げ、市庁舎や公共施設での分煙対策に取り組む具体策も示されてきましたが、2000年の予算では空気清浄機などを取りつけて、市役所の玄関フロアなどに設置をするということではありますが、職員の喫煙場所の設定、あいびあでの喫煙場所の設定、廊下や机から灰皿を撤去するようなことも実践すること。そして、職員の皆さんにもモラルを高めていただくような取り組みをどのようにされますか。どうか答弁は丁寧に答えていただきたいと思います。

質問は以上です。よろしく願いをいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 女性問題につきまして御答弁を申し上げます。

平成7年3月に策定をいたしました「せんなん女性プラン」は、女性施策上の基本構想、基本計画、重要課題、施策の方向を示したものでございます。現在、プランを踏まえまして、市民参画型の女性問題アドバイザー育成講座、ステップフォーラム、女性総合相談、啓発冊子の作成等の事業を実施しております。また、関係部課におきましても、プランを踏まえた実施の推進に努めております。

しかし、平成11年6月の男女共同参画社会基本法の成立により、女性政策が大きく変化をしております。女性政策は、その目標の重点をこれまでの女性の地位向上並びに女性の問題解決から男女共同参画社会の形成へと移し、地域社会を男女共同参画の視点で検証し、その促進を図ることになりました。

市政運営方針でも述べましたように、男女共同参画社会の実現に向けまして、平成12年度において、男女平等に関する市民意識調査の実行をまいりたいと考えております。また、この意識調査を基礎資料に、プランの見直し及び女性施策をより組織的、系統的に進めるための実施計画の策定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 松本議員御質問の子育て支援対策について御答弁申し上げます。

まず、保育所の土曜日の平日並みの保育時間の延長の問題でございます。

この問題につきましては、昨年の12月の定例会に、女性の就労の確保に関連しまして、保育所の保育延長については今後取り組んでまいると、こういうふうに御答弁させていただきました。

ただ、この問題につきましては、そのときも答弁させていただきましたけれども、職員の体制でありますとか、あるいは勤務時間の問題、そういった中で、職員をどういうふうに配置していくか

といった、そういった問題もありますので、我々としては、この周りの実施状況も考えながら、前向きにとらえていくということを今現在考えております。そして、できるだけ早い時期にこの問題につきましましては実施できるように頑張っていきたいなど、このように考えております。

それと、続きまして乳幼児医療費の充実の件でございます。

乳幼児医療の助成制度につきましては、大阪府の制度では、小学校就学前の入院のみで所得制限を設けており、市単独事業としましては、0、1歳児の入・通院について所得制限なしで実施してまいっております。現在、市単独で実施している部分につきまして、補助対象となるように市長会を通じまして府に要望を行っております、特に乳幼児医療につきましては、通院についても助成対象とし、補助率についても他の医療費助成制度と同様にしよう強く要望してまいりました。

なお、乳幼児医療につきましては、先ほど議員御指摘のように、13年度では大阪府では0歳児、14年度では0、1歳児を補助対象とするということについて、今回府議会の方に提案するというのも聞いております。

ただ、この乳幼児医療など対象年齢の引き上げについての問題ですけれども、すべて市単独といった施策となりまして、現在の助成制度でもほとんどが市の一般財源でありまして、対象年齢の引き上げにつきましては、財政負担も大きく、現在の財政状況では難しいのではないかと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それと、続きまして児童手当の問題でございます。

この問題につきましては、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、3歳以上義務教育就学前の児童を養育している家庭に対し、児童手当に相当する給付を行うという必要性があることから、児童手当法の一部改正が予定されているところです。そして、その辺につきましては、先ほども松本議員御指摘のように、就学前の児童までそれを適用していこうということでもあります。

ただ、その財源を確保するという事で、16歳未満につきましての年少扶養控除が引き下げられるということになっておりまして、その影響する児童数としては、現在、これは平成11年の4月末現在ですけども、住基人口で1万1,628人がこの16歳未満の児童として数字が上がっておりますので、これくらいの方々が影響されるのではないかなど、このように考えております。

それと、続きましてたばこ対策の中であいびあの問題が出ました。この問題につきましては、あいびあでは喫煙場所につきましては、現在指定した場所でのみ来園された方に喫煙を行っていただいております。そして、当センターのすべての会議室では禁煙ということになっておりまして、現在実施しているところでございます。そして、平成11年の11月には1階の喫煙場所も1カ所に減らしまして、現在そこだけでたばこを吸っていただいているということです。

来られる方については、当然たばこの好きな方もございます。ですから、喫煙場所もそういった形で1カ所だけ確保しまして、たばこを吸っていただいているということです。さらに、くわえたばこという問題もございまして、今回あいびあの方で張り紙を行いまして、これはちょっと御遠慮してくださいということも実際行っておりますので、その辺もあわせて御報告させていただきます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 教育問題のうち、30人学級についてのことで御答弁を申し上げます。

小・中学校の1学級の児童・生徒数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の第3条第2項で、各都道府県ごとの公立の小学校または中学校の1学級の児童または生徒数の基準は、都道府県の教育委員会が定める、となっております、基準が40人となっております。

しかし、いじめや不登校、学級崩壊等の教育課題の解決に向け、教師が子供一人一人の実態を把握し、きめ細かな指導を行うためにも、現在の学

級定数の削減が必要であると認識をいたしております。つきましては、各市と連携をしながら、国や府への要望事項の中で、学級編制基準の改善に向けて要望をしているところでございます。

続きまして、国旗、国歌について御答弁申し上げます。

学校における国旗及び国歌に関する指導は、児童・生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるために行っているものであります。学習指導要領においては、小学校及び中学校の社会科、小学校の音楽科、小学校から高等学校までの特別活動。その特別活動の指導計画の作成と内容の取り扱いの3項で、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする、となっております。

各学校においては、学習指導要領に基づいて適切な指導を行う必要があり、また国際理解に関する学習活動を行う際に、国旗及び国歌に関する指導を行うなど、学校のさまざまな教育活動の中で、適切な指導の方法を工夫することも大切であります。教育委員会といたしましては、今後それぞれの人々が持っている思いを大切にしながら、今後国旗及び国歌に対する認識が促進するよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 教育行政のうち、施設整備についてをお答え申し上げます。

教育設備整備の充実を図るため、可能な限り施設の改善に努めてまいっておりますが、各施設とも竣工から二十数年経過しておりまして、経年劣化が進んでおります。施設整備につきましては、現在、危険性、緊急性のあるものから優先的に実施いたしております。

新年度の整備につきましては、新たに消防設備や雨漏り等の補修改善に力を注ぎ、また大規模改修を計画的に実施すべく、耐震診断実施に向け努力をしております。財政状況の厳しい折ではありますが、教育施設整備予算の確保に可能な限り努め、施設の整備充実に努めるとともに、児童・生徒の生活の場としてふさわし

い、安全でゆとりと潤いのある教育環境づくりの推進に努めてまいりたいと存じます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 松本議員の質問のうち、消費者行政につきまして御答弁申し上げます。

消費者相談につきましては、現在毎週火曜日、水曜日、金曜日に消費者相談を実施いたしております。相談日以外につきましては、在宅相談員と担当課で対応し、消費者問題への対応に努めておるところでございます。

松本議員御質問のセンターとしての運営と充実につきましては、相談件数の増加、相談内容の複雑化に伴い、平成12年度から週1回相談日をふやし、運営の充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、平成12年度から週4回の相談日と在宅相談員で対応することとなったことから、相談窓口の常設扱いとして、センターとしての登録を本年1月17日に申請をしたところでございます。平成11年度では相談件数が240件あり、今後も介護保険などによる相談がふえるものと予測しております。

今後、相談件数等の推移や後継者づくりも視野に入れ、消費者問題への対応に努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 松本議員の平和行政につきまして御答弁をさせていただきます。

世界平和と安全な社会生活は、すべての人たちが望むところでございまして、そのため目標の達成や継続に向けて絶え間ない努力を重ねているところでございます。しかしながら、世界に目を向けますと、一部地域におきまして痛ましい状況が今でもマスコミ等で報道されておりまして、世界平和の難しさと私たち日本の平和社会の喜びを複雑な気持ちで受けとめておるところでございます。

泉南市におきまして、昭和59年の12月26日に非核平和都市宣言が議決されておりまして、市といたしましては、その宣言文を尊重し、毎年

8月を非核平和月間と定めまして、市民の方々に戦争の悲惨さ、平和のとうさについて考える機会とさせていただくとともに、平和の集いという特別な日も設けておりまして、市民と行政が一体となった平和施策を講じておるところでございます。

議員御提案の平和条例の制定につきましてでございますけれども、前回の定例会でも申し上げておりますように、既に施行されております自治体等の情報収集を行っておりますけれども、今後もそれらの分につきまして情報収集等に努めてまいりまして、一定の研究も行っていく必要があるというふうにご考えておるところでございます。

また、平和モニュメントにつきましてでございますけれども、現在、市内2カ所に設置いたしておりますけれども、一部市民の方々には見づらいところがあるというふうにも思われますので、今後関係者と対応策について協議し、少しでも目につきやすいように考えていきたいというふうにご考えておるところでございます。

さらに、設置の件についてでございますけれども、御提案ということでございますので、現段階ではまだ設置の計画というのはございませんけれども、今後の検討課題ということを受けとめさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 公共施設での分煙対策につきまして御答弁を申し上げます。

現在、庁舎内におきまして禁煙対策を行っております。1日2回、午前10時から11時、午後2時から3時、1時間ずつ計2時間の禁煙タイムを実施している状況です。

喫煙者と非喫煙者が空間を分け合ういわゆる分煙対策につきましては、来客者用喫煙コーナー、職員の喫煙コーナー等の設置に向け、設置場所、機種の設定等の検討を現在行っているところであります。できるだけ早い時期に予算計上を行い、早期に実現できるよう努力をしてみたいと考えております。

また、その他のすべての公共施設に対して、喫煙の現状、喫煙コーナーの設置状況、分煙に対し

での認識等の調査を行い、実現に向け検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

なお、廊下等においての歩きながらの喫煙、接客中の喫煙、また禁煙タイムの遵守等について、今後とも職員に対し強く啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 答弁漏れはありませんか。松本君。

6番（松本雪美君） それでは議席から質問させていただきます。

女性問題についてですけれども、前議会で質問させていただいたときともうほとんど変わらない御答弁、私の質問に対してはそういう御答弁です。私、またなぜ同じようなことを2回も3回も言うかといいますと、泉南市がせっかく立てた女性プランですのに、そのプランをそのまま目標値を定めて実施計画に進めていくような状況が全くなかったため、せっかく立てたプランをまた見直しをして、そして、できたプランをまた放置するのではないかという、すごく心配をしているので、もったいないお金の使い方はやめた方がいいと。もう何もしないのやっとならない方がいいと、それぐらいの気持ちで、今せっかくお金を使うんですから、しっかりと女性の立場に立った施策を進めていけるように、私は市長に、女性が一番困っていることは何かということをしっかりとらえた上で、女性プランの見直しをしていただきたいと思います。

特に、女性が働く場、それから地域の方、地域での生活、地域活動の方、それから家庭での生活の方、この3つの点で女性が本当に男女ともに共同した社会参画ができるような場をつくっていただくためにも、本当に大切なプランです。だから、それをしっかりとらえてお願いしたいと思うんです。

市長が先ほどお答えしていただいたのは、前回の議会で同じような答えでした。私、前答弁書の控えをいただきましたから、全く同じでしたわ。しっかりとらえて、もう一度御答弁をお願いします。

それから、保育所の問題ですけれども、できるだけ早い時期にということですが、時期はいつごろになるのでしょうか。その時期を教えてください。

それから、乳幼児の医療費無料化制度ですが、泉佐野では当然市の単費でやられている施策として、通院分については泉南と同じですけれども、2歳まで実施されるということです。今、少子化時代に向けて子供たちが本当に元気に育つように——生まれてくる子供が少ないわけですからね、生まれてきた子供が元気に育つための施策として大事な施策です。だから、この今の時期に、0、1、2歳ですね。2歳の実施をどうされるのか。

今の時点では財政がないからできないと、こういうふうにおっしゃるのでありますならば、大阪府が2001年から0歳、2年には1歳と取り組むわけですから、そういう時点になったときには、当然その分の持ち出しが少なくなるわけですから、それを歳児を上げるという形で、本当は今すぐにでもやってほしいですが、それができないというならば、そういう見通しを持ってお答えをしていただけないでしょうか。

それから、児童手当の問題ですけれども、今度のこの就学前、入学までの子供たちの児童手当が支給されるというふうに決まりますと、影響を受ける方の人数、今1万1,000何人がおっしゃいましたけれども、そういう人たちが増税になる、扶養控除額がね。扶養控除額が引き下げられるということで増税になるわけですから、一体どの程度の額が増税になるのか。例えば、500万円ぐらいの収入の方でどのぐらいの額が増税になるのか。そして、実際にはこの1万1,000何人がその影響を受けるということで考えたらよろしいでしょうか。

それから、消費者相談窓口ですね。これは泉南市も消費者センターとしての登録を大阪府にこの1月20何日か、されたそうですけれども、この消費者相談の相談員さんの来てくださる時間というのは、1時から4時ですね。火、水、金ですが、1時から4時ということで、お支払いしているこの方たちへの報酬というのは、交通費も含めて1万3,000円の方、交通費の要らない方は1万円

ということで、時間的には短い時間ですけれども、お支払いしていると。現実にはもう5時過ぎるまででもいてくれるというときを私も多々見受けま

す。
それから、月曜、木曜も在宅相談員という扱いで出されている1回2,000円のお金ですか、なんかそういうふう聞いてますが、この相談員の方は、ほとんど2日についてはボランティアですね。その2日が開所されてから、とてもたくさんの人たちがこの消費者相談センターに来られてるんですよ。資料を出していただいたのを見せてもらいますと、平成7年から始めてるんですが、これはもう途中からでした。8年のときには、合計で123件しかなかったんですね、8年の1年で。そして、この11年の4月から12年の1月まで、まだ途中年度ですが、今までにお越しになった合計は、もう今の段階で228件ですね。だからもう多分2倍になるでしょう。

それで、こういう状況の中で、もちろん相談だけでなく、解決をするまでには至らないけれども、いろんな問い合わせとかそういうことでお声をかけてくださる方たちも本当に多いということですので、私は当然泉佐野にある消費者センターと同じぐらいの——件数は少ないだろうと思うんですが、大変立派な活動をされてると思うんですね。この人たちがあと2日開室をしたときに必要なお金というのは、どれぐらい要するのか、それを聞かしていただきたいなと思います。ちょっとそこまでお答え願えますか。

議長（嶋本五男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 松本議員のプランの見直し及び女性政策についてでございますが、12月に市長が御答弁さしていただきましたように、我々といたしましては、女性プランの作成並びに見直しについて努力をしております。

その結果、今年度男女共同参画社会の実現に向けて、さきに市長が御答弁さしていただきましたように、女性問題の意識調査、これは大事でございます。年々変化をしておりますので、その部分を十分に踏まえた中で、やはりプランなり実施計画を作成すると。これは一番大事なことでありますので、その部分について予算を計上していた

だいている状況でございます。それを踏まえて、十分に女性問題についてのさきにも述べました男女共同参画社会の実現ということに向けて策定をしていきたいと、このように強く感じておりますので、決して12月から停滞しているとかそういうものではないので、御理解を賜りたい。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 松本議員の保育所の延長保育の問題、再度の御質問でございます。

時期はいつごろかという御質問でございました。我々としては、この保育所の延長保育の問題につきましては、特に土曜日の問題につきましては、平成12年度の大きな課題としてとらえてまいりたいと思います。そして、その間できるだけ早い間にそれを実現できるように考えていきたいと、このように考えております。

それと、乳幼児の問題でございます。この問題につきましては、平成12年度にはこの乳幼児の年齢の引き上げの問題については予算化をいたしております。これにつきましては、大阪府が0歳、それから0、1歳に補助をすることとも言われております。これにつきましては、我々が今までこの乳幼児の分につきましては、大阪府に助成の要望をしてきたその結果であろうと思っているわけでございますけれども、周囲の方が乳幼児の年齢引き上げも考えておりますので、今後の課題としてさしていただきたいと、このように考えております。

それと、児童手当の問題でございます。この年少扶養控除、今回48万円から38万円に引き下げられるわけでございます。ただ、例えばどれぐらいの増税になるとかそういった分については、我々としてもちょっと今積算をしておりませんので、答えの方は御容赦のほどお願いしたいと、このように考えますので、よろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 松本議員の消費者相談についての再度の御質問でございますが、議員御指摘のとおり、平成8年度では123件の相談がございました。それと、11年度では倍増いた

しまして、約240件とふえておるわけでございます。

そのような観点から、先ほど御答弁申し上げましたが、来年度、この4月からは週に1日、月曜日の開設を行っていきたくて考えておるところでございます。すべての日時を開設してはどうかというお尋ねでございますが、何分きのうの新聞報道にもありましたように、来年4月1日から消費者契約法案を制定するとの閣議決定があったということでございまして、今後この法律が成立いたしますと、消費者にとってはかなり有効な働きをしていただけるのではなからうかと、このように考えてございます。

そのような観点から、今後相談件数の推移がどのように移っていくのか等々検討いたしまして、今後の運営に生かしていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

〔松本雪美君「額」と呼ぶ〕

市民生活部長（白谷 弘君） 今年度行っております週3回を週5回に開設をふやした場合の予算額との御質問もあつたわけでございますが、詳細までは今手持ちにはございませんが、先ほど議員御指摘のとおり1日1万3,000円ということでございますので、2日余分に開設いたしますと、約100万強ぐらいの金額で済むんじゃないかと、このように考えてございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 消費者の相談員の費用ですが、今最後に100万とおっしゃいましたが、2日あけると100万ですよ。今回1日ふやすということですから、その半分程度の費用は予算化されると、こういうことです。本当にわずかなお金で市民が大変喜んで、本当に苦しい悩みを解決できる窓口ができるわけです。わずか50万です、あとふやしてもね。

4月からは介護保険制度が実施されます。そうすると、介護保険制度の中で民間のそういう介護サービスを行うところと個人との関係というのは、当然契約という形になると、こういうふう聞いてますし、そうしますと、どうでしょう。契約が

うまくいかない、介護を受けたいと思っても十分な中身にはなっていない、いろんなクレームをつけたくてもどこに行ってもいいかわからないといったときには、当然この消費者の窓口に来る方もうんとふえる。この状況が今大阪府の国民生活センターでは、すごい大きな形で懸念されてると。だから、来年度4月1日以降、もっと充実したものにしていけないと泉南市は困りますよというふうに言われているらしいです。

その点では、1日ふやしたから大丈夫ということ、私は言えないと思うんですね。毎日毎日起こってくる問題を解決せねばなりません。市民も毎日苦しんでいる問題、どこでどんなことになるかわからない、そういう問題を抱えて駆け込み寺の役割をせねばならない相談窓口ですわ。だから、その点について、あと1日ふやしてわずか50万ふやせれば、毎日開設することができるんです。その点いかがですか。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 松本議員の再度の質問でございますが、御指摘のとおり、本年4月1日より介護保険に関連する相談も増加するものと私ども予測いたしております。そのような観点から、既に各介護施設の内容等につきましては、私どもで調査を行っておるところでございます。

そういう考え方から、来年4月から1日ふやしたというのが実情でございます。先ほども申し上げましたように、一気に2日ふやすというよりも、これからにつきましては、相談件数がどのように推移していくのか、それらも十分見きわめた上で判断してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 無責任にもそのボランティアに任せ切りの1日、もしこの人が倒れたらどんなになるんですか。私はそういう点で、しっかりと行政としての責任を負っていただきたいと強く要望しておきます。

それから、女性問題では、特に泉南市ではいろんな市の仕事の中で、女性の地位向上という立場でいうと、まだまだ管理職には女性が配置されていませんし、それからいろんな審議会の委員さん

たち、そういう中にも女性の数はうんと少ない。こういう点でも、女性の地位向上に向けては、当然すぐにでもできるようなことが市としてやられていない部分、これも問題として指摘しておきます。

それから、先ほど児童手当の問題で、子育て減税ということで取り組まれた年少扶養控除額の引き上げがわずか1年で引き下げられる。この引き下げられる中で、引き下げられるのを財源にして児童手当の財源にすると、こういうふうな国の施策ですね。大体500万円ぐらいの人ではどのくらいの方が増税になるかと聞かれても、それは調べてもらってないと、こんな状況で、私は今こういう1万1,628人ですか、16歳以下の方たちの子供さんを持つ御家庭に影響が出る、増税になる、減税どころか、子育てを支援するどころか、子育てをしている人たちに増税をさせるこんな制度について、本当に無責任な制度やと思うんですよ。

参議院の予算委員会で井上美代さんが発言された中身を見ますと、500万円で16歳未満の子供が2人いる御家庭の場合、年少扶養控除の引き下げで年額1万6,000円も増税になると、こういう質問をされたら、これを当然認められたそうであります。増税になる額というのは、本当に庶民の暮らしにとって大変です。一番子供の育ち盛りの年齢層に影響を与える、こういう施策について、市長はどのようにお考えになっておられますか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 国の方で少子・高齢化の中で、これからのあり方についていろいろ検討されて、今回そういう形で児童手当の充実と、一方では税政策の方でカバーしていくという対応をされたわけでございます。これは国の方も大変厳しい財政状況の中で、その財源の充て方についてシフトをされたものというふうに理解をいたしております。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） きょう言ったことがきょうには変わってしまった。なんかこの言葉は、物すごく難しい言葉を答えていらしゃったそうです。

丹羽厚生大臣も、いわゆる朝令暮改ではないかということだが、その面がすべて否定できるかどうかは別問題として、経緯としてはそういう与党3党協議でとにかく児童手当を拡充しなければならぬという経緯があったと、なんかこんなふうにおっしゃってるらしいですわ。それこそ国は、自・自・公の与党3党で何もかも決めていく、そういう本当に国民をないがしろにしたこういう状況というのが、これだけではありません、いろんなところに出てますけどね。私は怒りに思っています。こういう無責任なことは、やめた方がいいと思います。

それとあと、保育所はできるだけ早い時期と、こういうふうにおっしゃいましたが、私は新年度4月1日以降でできないのであれば、夏ごろにはできるとか、9月までかかるとか、その辺はいかがですか。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 保育所の延長保育の問題でございます。

先ほど平成12年度の大きな課題としてとらえていきたいと、このように答弁さしていただきました。最初の答弁にも言いましたけども、この問題につきましては、当然職員の配置の問題とかそういう問題がまだ残っておりますので、その辺をまず解決したいと思っております。ですから、平成12年度ということで御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） それでは平和の問題ですが、市長さんは非核平和条例については一定の研究をしたいと、こういうふうにご前議会でもおっしゃってくれてますし、今回も全く同じ答弁、本当に同じような答弁を中谷市長公室長もされました。

特に、モニュメントなどは視覚に訴えるということで、工夫すればそんなに大きなお金を使わなくてもできると思うので、ぜひこれはやってください。非核条例については、本当に関空の軍事利用など絶対許してはならない、こういう立場からも、ぜひこれからの泉南市の平和行政の一番大切な課題としてお願いをしておきます。

あと教育問題です。戦争中の小学校の教科書に

は、日の丸、君が代についてこういうふうにかかれてたそうです。敵軍を追い払って占領したところには、真っ先に高く立てるのはやはり日の丸の旗です。兵士たちはこの旗の下に集まって、声を限りに万歳を叫びます。日の丸の旗は、日本人の魂と離れることのできない旗です、日の丸についてはこう書いている。こういうふうにあると。君が代は、この歌は天皇陛下のお治めになる御代は、千年も万年も続いてお栄えになりますようにという意味で、国民に心からお祝いを申し上げる歌でありますと、こういうふうにご戦争中の教科書には書いてあったんです。

そして、この考え方がこのまま今でも続いているのかどうか。私は日の丸、君が代を法制化するというごことで、学校でこれを卒業式や入学式やその他の行事のときに掲げられるということであるなら、こういう問題は——論議済みやとは思いますが、しかし、改めて一度教育委員会としても、教育長としても、このことでお答えしていただけないでしょうか。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今、松本議員さんの御質問にお答えをしたいと思っております。

先ほど国旗、国歌についての御質問がありまして、西坂部長からも答弁をいたしましたように、また今、再度松本議員さんより戦前の教科書についての御披露がございました。確かに、以前日の丸あるいは君が代につきましては、いろいろな経緯があったと思っております。私もその辺のところは十分認識いたしておるところでございますが、現在学校の指導要領、それによりまして学校の現場で卒業式、入学式、あるいは普段の社会科の授業、あるいは音楽科の授業の中で、指導要領に基づいて指導していくと、こういう状況になっております。

特に、強制的にそれを実施するというごことではございませんけれども、現場の教職員にありましては、子供たちの内心の自由、そういったものに踏み込むということは難しいということではあります。指導ということでは実施をしていただくということで、教育委員会の方は各現場の校長先生方をお願いをしておるところでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 先ほど私が前文で質問のところで読み上げさせてもらったように、小淵首相も言ってるんですね。国旗及び国歌に関する法律は、国民に義務づける規定ではないということや、法制化に当たり義務づけを行うことは考えておらず、国民生活に何ら影響、変化を生ずることはありませんと、こういうふうに言ってるんですよ。にもかかわらず、子供たちの内心の自由に踏み込むことは難しいけれども、校長先生にお願いをしてると。強制することではないけれどもお願いしてると、こういうふうにおっしゃいます。

しかし、先生たちにも人権がありますよ。自分は君が代なんて、天皇の世がこの世にこれから後もどんどん栄えるようにというようなこと、こんなことを子どもたちに教えたくないと思っている先生もいらっしゃるわけでしょう。そういう先生が君が代の伴奏をして子供たちに歌わす、そういう状況を私は嫌やと思ってもやりなさいと言うて、教育指導要領で決められている、文部省から来て言われてるんで、やりなさいと言われて、やりたくないものをやらせられることは、それこそ先生にとっても人権を無視することになりますよ、そうでしょう。

それから、子供たちにとっても、先ほど高等学校のことを私は例にとって挙げましたけれども、理屈がわかったら卒業式でも君が代が流れてきても、国歌斉唱やと言われても歌わない、起立もしないということが意思表示できるわけですよ。意味も十分わからない小学校の子供たちにこういうことを言って、そして起立と全員で一斉に立たせたり、歌いなさいと言って歌わしたり、意味もわからないような歌を歌わせること自体があなたたちは内心の自由に踏み込んでるわけでしょう。違いますか。

そういうことをあなたたちは強制してはならない。ならないと認めながら強制してるわけでしょう。小淵首相も言ってますでしょう。そして、法律でも義務づけられてないでしょう。ただ文部省が出している教育指導要領ではそう書いてると。ただそれだけではありませんか。そのところを

しっかりと理解して、子供たちに教育をする立場の先生たちが正しい教育をせなならないのに、あなたたち自身が法律を破って、憲法を破って、子供たちの権利条約までも破って、そんなことをしていいんですか。その辺どうですか。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 学校教育は教育指導要領を基準として、教育課程を校長が組み、実施をしております。この教育指導要領につきましては、法的根拠がございます。この法的根拠に基づいて実施をしております。

その指導要領の中に、例えば小学校の社会科の3年生、4年生の中にも、あるいは5年生、6年生の中にも、国際化に向けて、まず自分の国を大切に、そして周りの国、世界じゅうのお互いの国々を尊重するという精神を養おう、ということになってございますし、音楽の時間につきましても、1年生から順次指導するということにもなっております。これに従いまして、教育課程を組んでいるところでございます。ですから、法的にどうだこうだということにつきましては、法的根拠があるということでございます。

教育委員会といたしましては、この法的根拠に基づいた学習指導要領にのっとって、校長が教育課程を組むということに対しては、強制するものではございませんが、これに対しては教育委員会としては指導するという。この指導するということにつきましても根拠がございますので、我々として指導してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 先生は法的根拠があるとおっしゃいましたが、あくまでも教育指導要領の中に表記されてるだけでしょう。法律では義務規定はないんですよ、国歌、国旗は。

それと、先ほどおっしゃいました国際化に向けても自分の国を大切にすることを養うと、こういうふうにおっしゃいましたが、日本の国はあの第二次世界大戦で敗戦になって、ぼろぼろになったこの国土のもとで、復興のために国民はみんな頑張ってきたんです。当然、当時も三国同盟ですか、ドイツもイタリアも日本も一緒になって連合軍と

戦ったわけですけどね。ドイツでもまんじ模様が入っていた戦前の国旗を変えています。イタリアでも王冠印の入ってる国旗を変えて、今の国旗に変えていますよ。

そういうふうに、みんなやっぱりあの戦争、侵略戦争に反対しても、反対が認められずにどんどん侵略戦争に進んでいって、そして今度は敗戦と同時にあの戦争は間違いであったという反省のもとに、こうして国そのものが国旗までも変えて、そして新しい出発を果たしてるではありませんか。

そういう点からいっても、日本の国の国旗は、私たちは国会でも新たに国民の討論を深めて、国旗だってみんなの総意のもとにつくればいいんじゃないかと、この日の丸がいいなら、みんながそういうふうな方向になればそれでもいいじゃないか、そうでなければもっと変えたらいいじゃないか、いろんな意見をまとめていったらいいじゃないかという論議をした。けれどもこれも自・自・公体制の中で強行採決でしょう。余り論議のない、何も論議も十分されてない中で強行でしょう。論議をすればするほど矛盾が激化してくるから、時間もかけずにその焦りの中で強行採決ですわ。

それから、オリンピックの規定の中でも、国旗、国歌を使うということには決まっていないと。IOC——オリンピック委員会では、総会では1980年オリンピック憲章の規定から国旗や国歌を削除して、各国の選手団の旗、歌に改めました、そういうことがちゃんと世界の国々が本当に仲よくしていくために、かつての侵略戦争、みんな本当に傷めつけ合った、こういうことを二度と繰り返さないために、争い事を起こさないためにこういう改善もしてるんですよ。

だから、私は今教育の中で、そういうことをきちりと子供たちにも教えて、そして本当に正しい教育をしてもらいたい。先生たちにはそういうことが当然わかってることはないんですか、そうでしょう。いかがですか。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） まず、指導要領のことですけども、指導要領には法的根拠はあるということを確認させていただきたいと思います。

それから、国旗のことにつきまして、いろんな思いがそれぞれの人々、個々に持っておるものだというように思っております。先ほど議員さんが言われたものにつきまして、そういう思いを持ってる方々もおられるということと、その国旗、国歌によってまたいい思いを持ってる方々もおられるわけです。

例えば、サッカーのワールドカップの中で、日本の応援団がほつたに日の丸をかいて応援をしていた。これはその子供にとっては日本の旗だということでございますけれども、扱い方について本当にこれで周りの方々が納得できるんだろうか、いわゆる尊敬の念がそれで発するんだろうかということもあるわけですが、そういう思いをすべて子供たちに考えさせ、そして自分のものにしていくということの中で、今現在法制化されたわけですから、ドイツが、あるいはどこの国がということではなく、日本の今決まったことに対して、過去の思いも踏み込む中で、それぞれの子供たちに日本の旗あるいは歌の理解をさせていくということが、これからの新しい指導要領の中で生まれてきていることでございます。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 有馬文部大臣も、生徒の内心にまで立ち入って強制すべきものではありません、あくまでもそう思っております、国民に対して強制するものではありませんと、こういうふうに言ってるわけですよ。だから、私は卒業式や入学式で新婦人の皆さん、それから子供を卒業生として送り出すお母さんがおっしゃっていました。教育長さんにはお願いさしていただきましたね。

例えば卒業式、入学式でも君が代斉唱と、そういうようなことを統一して皆さんに強制をするような状況をつくらないように、あくまでも起立することや君が代を歌うことは自由ですので、歌わない自由を当然認めた上で、そのことを発言して卒業式や入学式を迎えてください、そういうふうにお願ひさしていただきました。各学校にもそのことをきちっと連絡をして、必ず式には一言をつけ加えると、こういうことをお願いしましたが、各学校に言っていただけましたでしょうか。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 先ほども申し上げておりますが、それぞれの方々がそれぞれの思いを持っておられます。この思いを大切にしながら、学習指導要領にのっとった形で進めていただけるよう、学校には私たちとしては指導をしてまいりたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 学習指導要領にあるから、当然、国歌や国旗を卒業式や入学式にはやると、そういうことで強制はしないけれども強く指導すると、こういうふうなことで学校側には指示しておられると、こういうふうに聞きました。

だから、私は強制はしないけれども強く指導すると言ってるわけですから、当然式のときにはそのことを一言つけ加えることに何の矛盾もありません。だからそれをやりなさい、当然やるべきです、こういうふうに言ってるんです。どうですか、その辺答えてください。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 私どもとしましては、先ほども何度も申し上げておりますが、学習指導要領にのっとって校長が教育課程を編成する。ですから、編成権が校長にあるわけでございまして、最終判断が校長であると。我々としては、校長に対して学習指導要領にのっとった形で進めるよう指導してまいりたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 校長の判断というところであなた逃げたらだめですよ。その校長に指導を要請してきちっとやりなさいと言ってるのは、あなたたちでしょう。教育委員会ではありませんの。教育委員会抜きに校長は何もできないでしょう。だから文部省も、さっきから何遍も言ってますが、児童・生徒の内心にまで立ち入って強制すべきものではありませんと。また、最近では、国際化でどんどん外国の子供たちも日本の国の小学校にも通ったり、中学校にも通ってる場合もあるでしょう。その人たちに向けてでも、あなたたちは強制をすることになるんですよ。親の中にも日の丸や君が代は、あの忌まわしい戦争を思い出す、だから私は嫌なんやと、こういうことを思ってる人た

ちの内心にまで入り込んで強制をするわけですよ。だから、これは強制するものではありませんという一言を言いなさいと。当然このことはあなたたちの仕事としてやるべき大事なことで、これを校長の判断にゆだねるんだとか任せるんだとかいうのは、あなたたちの逃げの言葉でしかありませんよ。自由ですよという一言を言いなさい。なぜそれが言えないんですか。そうでしょう。そういうふうには校長に一言言えば、校長も気持ちよくそれを実施できるし、学校に変な混乱を招くことなく、卒業式も入学式もスムーズに進めることができるわけですよ。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 教育課程の編成権は校長にございます。それと、学習指導要領に基づく国旗、国歌の指導は、憲法に定める思想及び良心の自由を制約するものではないというこの文部大臣の答弁、これによって一定整理がついているものと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 松本君。あと4分です。

6番（松本雪美君） あなた今みずからおっしゃったではありませんか。憲法に定められているという自由を当然認める立場で強制はやらないと、そういうことでしょう。それを強制してるわけでしょう。みずからあなたが今おっしゃいましたでしょう。強制はしないということを実行するならば、私の言ってることは間違ってますよ。どうですか。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 言葉のニュアンスをどうとられるかわかりませんが、我々としては強制はしておりません。指導しております。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 指導そのものは、あなたたちは強く指導するという立場で臨んでおられる。強制ですよ。それは強制でしかあり得ませんよ。指導するということは、当然あなたたちの考え方を原課におろしていったるんでしょう。強く指導してるわけでしょう。それは強制でしかあり得ませんよ。

だから、憲法に定める思想、信条、良心の自由、内心の自由、それから子どもの権利条約第14条

には、締約国は子供の思想、良心及び宗教の自由の権利を尊重する、こういう子どもの権利条約、憲法の第19条、これにも違反する何物でもないということは、もうはっきりしてることです。だから、これに違反をしない立場であなたたちは行動すべきです。その行動することが、私は一言つけ加えなさいと。あくまでも自由ですと、歌うことも自由ですと、そういうことをつけ加えなさいと言ってるんですよ。どうですか。もう時間ないんですから、ちゃんとお答えしてください。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 何度も繰り返しになりますが、このことにつきましては、校園長会におきましても、各学校でのコンセンサスを大事にすると同時に、指導要領にのっとった形で行われるよう指導してまいってきてるところでございます。中で子供に対する指導につきましても、強制とはならないようにということで、こういうこともつけ加えてございます。

強制とは長時間にわたって指導を繰り返すなど、児童・生徒に精神的な苦痛を伴うような指導を行う。以前の文部大臣が申したとおり、口をこじあけてまで歌わすことがあると。（松本雪美君「当たり前や、そんなこと」と呼ぶ）これは有馬前文部大臣が言った言葉でございます。そういうことのような強制をしてはならないということについて文書でも渡しておりますし、従わなかったからといって成績がどうこうということにはつなげてはいけないということにつきましても、指導しているところでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 以上で松本議員の質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午後 1時 3分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番 林 治君の質問を許可いたします。林君。

22番（林 治君） 皆さんこんにちは。日本共産党の林でございます。引き続きまして、私か

ら当面する市政上の問題につきまして、大綱5点にわたって質問をいたします。

今、多くの国民は、この国はどうなってしまうのか、自分の老後はどうなるのかなど将来への不安を募らせています。小淵首相になって、100兆円を超える新たな借金をつくり、来年度末で国と地方を合わせて借金は645兆円となりますが、小淵首相は世界一の借金王だと言ってうそぶいているのですから、そら恐ろしい限りだと言わざるを得ません。

小淵自・自・公政権が発足して5カ月になりますが、国民の不安にまともにこたえず、全く後先を考えない利権ばらまき政治を平然と続け、数さえあれば何でもできると暴走するこの政治のあり方に、国民の厳しい批判が高まっています。ことしになって行われた読売、朝日、毎日、産経の各紙による世論調査でも、自・自・公連立内閣発足以降の小淵内閣の支持率は、着実にかつ大幅に下がっていることが報道でも明らかであります。

今、国会が開かれていますが、衆議院では我が党の不破委員長が代表質問で、参議院の予算委員会では筆坂政策委員長が総括質疑で、関西国際空港、特に第2期事業について議論を行いました。

今日の大変な財政危機の大もとに、630兆円の公共投資基本計画がありますが、そのむだな公共事業の最たるものの1つとして、関西国際空港の第2期事業があります。現在の関西国際空港の離発着能力は約16万回であります。この離発着回数に関西空港での変遷を見ますと、平成6年開港の年は5万2,000回、7年度は10万7,000回、8年度は11万8,000回、9年度は12万1,000回。ところが、11年度11万8,000回と減りました。なぜこのように減るようになったのか。

国会の質疑の中で二階運輸大臣は、アジアと我が国の経済状況でやや落ちているが、今後は経済の回復とともに順調な伸びを示すなどと能天気な答弁をしています。

日本に定期便を就航させている外国の航空会社41社が構成するFAAJ——在日外国航空会社協議会が昨年7月、高騰する日本の民間航空の経費という声明書を発表しました。それは関空など

日本の空港使用料が高いために、外国航空会社が相次いで撤退を余儀なくされているということを明らかにしています。

ちなみに、アジア各国と日本の関空の使用料がどれくらい違うか。747のジャンボ1機の使用料の比較で見えますと、ソウル2,744ドル、高いと国際的に問題になった香港が5,866ドルであります。これに対し、成田は1万1,807ドル、関空は何と1万2,561ドル、世界一高い使用料であります。ソウルの約4.6倍、バンコクの6倍。だから、撤退が相次ぐし、便数が減っているわけです。景気のせいだけではないのです。

運輸大臣は、海の中に建設したから外国の空港と比較しても建設費が高騰することはやむを得ないんだ、だから利用者に御負担を願うことは当然だと、この会議の席上でも2回も言いました。

さて、一方、総務庁行政監察局が1月26日に関西国際空港の財務調査の結果についての報告書を明らかにしました。その中で、今後新東京国際空港の平行滑走路の完成あるいは中部国際空港、神戸空港などの他空港の併用開始に伴って、関空の経営をめぐる環境条件にはかなり厳しいものがあるということを指摘しています。そして、今の経営状況についても、開港以来操業赤字が続き、10年度末現在で累積欠損が1,333億円となっており、その背景は1期事業での投資が1兆5,000億円で費用が大きく、一方依存すべき航空需要の伸び悩みで10年度からは減収になってしまっていること、そしてまた長期債務が1兆円にも上っていることを報告しています。

しかも、さらに2期事業を行った場合、1、航空事業の見通しがいいこと、2、国内他空港の併用開始による競合、3、2期事業の造成などの用地造成会社の債務負担を挙げており、もう経営上は全くめっちゃくちゃな状況となっています。このような事態は、必ずや大きな影響を及ぼすものと思います。

市長にお伺いいたします。このような事態にある第2期事業について、また行政監察局のこの報告についてどのように受けとめられているのかをお尋ねいたします。

また、こうした中で、今南ルート建設のこと

が話題になっておりますが、果たしてその実現性があるものかどうか、どのように受けとめられるのか、こういうこともお尋ねをしておきます。

次に、大綱第2の同和行政の問題についてであります。

市長は市政運営方針の中で、同和問題についてこれまで正しい理解と認識を深めるため、啓発事業を積極的に実施して一定の成果が得られたと言いますが、しかし、今なお完全に解消されたとは言いがたく、今後も実態に即した総合的な対策を推進していくことを述べています。正しい理解とは一体何なんでしょうか。今なお完全に解消されたとは言いがたいとは何をもちいて判断しているのかをお尋ねしておきます。

大綱第3、市防災計画とまちづくりについてお尋ねをいたします。

98年、市は地域防災計画についての修正を行っています。また、この1月1日付で田尻町との間でも防災協定を結び、1月18日には防災訓練も行っています。阪神大震災から丸5年を経過しましたが、市長を先頭にこうした訓練にいそしみ、日ごろからの危機管理意識を養いましょうという市長の呼びかけには、全く同意するところであります。

さて、昨年9月30日、あの東海村でのJCO事業所での原発事故との関連で、熊取町に所在する施設について、安全協定を市が結ばれるよう我が泉南議員団は、10月14日申し入れを行いました。12月の第4回定例会においても、再度このことについての要請をしたところでありますが、その後の市の取り組みについて御報告を伺いたいと思います。また、阪神大震災の際、泉南市での震度はマグニチュードで幾らであったのか。また、そのときの人的、物的被害の状況はどうであったのかを明らかにしておいていただきたいと思います。

さて、市の防災計画は、大綱風水害等対策編と地震災害対策編ということになってはいますが、ことしの防災訓練では風水害対策訓練をされたようでもありますので、地震対策編の予防計画の方についてお尋ねをいたします。

災害に強いまちづくり計画についてであります。

この編の第5、防災施設及び公共施設等の点検整備について及び第6に関連した中で、その方針に基づいて、今回市内学校について耐震設計のための調査を行うということですが、その耐震基準ということはどこに置いておられるのか。また、その他の公共施設について点検は行っているのかどうかをお尋ねしておきます。

さらに、安全なまちづくりという問題では、特に樽井や岡田など狭い道路が入り組んだ古い町並みでの救急救命、火災、震災対策についてどのように進めていこうとしているのかをお尋ねしておきます。

また、樽井6号踏切の問題について昨年お尋ねしました。その後、このときの議会での市内の通学路の再点検の約束について、どのように進められてきたかということについて御報告を願いたいと思います。

まちづくりの第3点目は、高齢者、障害者に優しいまちづくりの問題です。

市内には4駅ありますが、例えば樽井駅にしても、高齢者や障害者が自由にまちからの出入りができるようにするためにも、駅舎にエレベーター、エスカレーターの設置が必要であります。運輸省でもその具体化を進めています。市としての対応はどうかということをお尋ねしておきます。また、公共施設についての対策も点検されているのかどうかをお尋ねいたします。

大綱第4、泉南聖苑計画についてであります、昨年9月定例議会でもお尋ねをいたしました、その後の進捗についてお答えをいただきたいと思えます。

御承知のように、樽井地区では斎場建設問題が大きな課題となっております。この問題の解決のためにも、樽井町以来、市の火葬場として樽井地区のものが使われており、時々黒煙を上げている状況は、周辺の住民にどれほどの思いを与えているのかはわかり知れません。市も新しい機種による煙害対策もせず、移転もしないことをいつまで続けるのか。泉南聖苑計画の具体化について明らかにしていただきたいと思えます。

大綱第5、市の入札制度のあり方についてであります。

第1点目は、昨年の7月、入札問題で準市内業者制度が問題となりました。その廃止も含めて検討されるということでしたが、どのような結論を得たかお尋ねをいたします。また、公正な入札を進めるためにも、談合防止策の具体化が必要です。入札参加業者をふやしたり、予定価格と最低制限価格の格差の問題など検討課題があると思いますが、お考えを示していただきたいと思えます。

以上、大綱5点にわたる質問でございます。御答弁次第によりまして自席から再質問をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの林議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、関西国際空港問題についてお答えを申し上げます。

関西国際空港につきましては、本市を含む地元9市4町がともにその全体構想の推進を求めており、当面段階的施工として2期事業の確実な進捗を望んでおります。

さて、国の第7次空港整備計画におきまして最重要課題として位置づけられておりました関西国際空港2期事業は、昨年7月14日に着工されました。ところで、1期事業時には関空会社が直接用地造成の主体となったため、貸付金の返済が巨額で、平成10年度末では累積赤字が御指摘ありましたように1,333億円、長期債務が1兆603億円となっていることなどが過日の総務庁が発表しました財務調査でも指摘されていることは承知をいたしております。

そのため、2期事業におきましては、御承知のように下物と言われます用地造成は用地造成会社、上物と言われます空港施設は関空会社が行うとされ、用地造成には55%相当を無利子貸し付けするとともに、据え置き10年、償還40年という国家的プロジェクトの資金計画としては最長のものとなっております。

関空では、平成11年は10年に比べまして旅客数で4%増加し、過去最高の1,988万人となりましたが、発着回数においては1%の減少となり、結果として着陸料収入が減少したため、その

空港経営の健全化のため経営改善推進本部を設置し、徹底した経費節約と利用促進策や増収策を実施すると承っております。

ところで、我が国やアジアの景気低迷の影響、国際的な航空競争、国内的には航空自由化の一環としての運賃自由化あるいはスカイマークエアラインズなどの新規参入など、国際、国内にわたる航空運送事業の競争激化のため、赤字路線の縮小や便数削減など、我が国航空業界は短期的には非常に厳しい状況に置かれていると思っております。

しかしながら、中長期的には航空機の利用者は増加の傾向にあると考えられ、現在香港、上海、インチョン、クアラルンプールなどアジア各地では、競って空港の新設あるいは拡張が行われております。関西国際空港が国際空港路網の拠点としての地位を確立し、アジアのハブ空港、そして世界に開かれた日本の玄関口として発展していくためには、今後とも2期事業が順調に進捗していくことを願っているところでございます。

次に、南ルート問題でございます。

新年度におきまして、国、運輸・建設両省が中心となりまして、地元も参画した形で南ルートを含む関空周辺地域交通ネットワーク調査が実施されることになりました。これまでの本市が提起してきた政策や要望活動、加えて市議会でのたびたびの決議や要望書の提出などもあり、着実に理解の輪を広げてきた結果だと思っております。

そこで、今回国の調査費がついたわけでございますが、昨年秋の空港問題特別委員会で林議員は、私がこの南ルート調査費について明るい見通しがあるということを申し上げましたが、絶対そういう調査費はつかないということを発言されましたけれども、そのあたりの釈明もお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、空港連絡南ルートのその実現性ということでございますけれども、その実現のためには、広域的な計画への位置づけ、空港本島の物理的受け入れの可能性、施工方法、事業費、事業主体の問題等の課題解決に向けた取り組みを進める必要がありますが、ここ数年、南ルートを取り巻く状況は大きく前進してまいりました。

これらを申し述べますと、平成8年12月には

大阪府大阪湾臨海整備計画、これは建設大臣承認をとっておりますけれども、これに位置づけられたこと。また、平成10年11月には堺市以南の9市4町で構成する関空協の国、府、関空会社への要望書の共通要望事項となったこと。

また、昨年には岸和田以南の阪南5市3町町会連絡協議会の要望項目にも取り上げられましたが、とりわけ国の調査、国土庁、農林水産省、通産省、運輸省、建設省などのいわゆる5省庁による関西国際空港を活用した広域国際交流圏整備計画調査書に事実上南ルートの必要性が掲載され、その後、11月10日の衆議院運輸委員会で二階運輸大臣が運輸省としても空港連絡南ルートについての調査研究を行ってまいりたい旨の答弁があり、これを受けまして、新年度において先ほど申し上げましたように合計で4,900万円の規模で調査が実施される運びとなりました。

また、これを実現していくためには、やはり地元の積極的な要望活動、PR活動は当然必要かというふうに思っております。今回泉南市が中心となりまして、大阪府南部の3市2町と和歌山県の2市6町、合計5市8町で構成いたします期成同盟会の設立を今準備いたしております。5市8町の皆さんから御賛同をいただいたところでございます。立ち上げにつきましては、町長が決まっていなくてもございますので、すべての市長、町長がそろった段階で設立総会を行ってまいりたいと考えております。

また、これを実現していくためには、当然この調査の状況にもよりますけれども、きちっとした位置づけと、そして事業主体あるいは事業費、工法等を確定していく必要があるというふうに考えております。今後とも市議会の御理解を得ながら、空港連絡南ルートの早期実現に向けて最大限の努力をしまいたいと考えております。

次に、市政運営方針にも触れられましたけれども、同和問題についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

本市におきましては、同和問題の早期解決を市政の重要課題の1つとして位置づけ、必要施策の積極的な推進に努めてまいりました。その結果、同和地区の生活環境等の改善は大きく進み、いわ

ゆる登録事業も既に事業完遂を見ております。しかしながら、差別意識の解消、内外交流の促進、みずからの選択に基づく自立の促進、教育の格差、不安定就労等、なお解決を図るべき諸課題が残されております。

こうした現況を踏まえ、国におきましては、15事業に限定して経過的に法的措置が平成9年3月になされております。また、平成8年地対協意見具申並びに同年同府答申におきまして、同和問題は解決に向かって進んでいるものの、依然として日本社会の重要な課題であり、その早期解決は国際的な責務である。また、同和問題は過去の問題ではなく、この問題の解決に向けた取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという広がりを持った現実の課題である、との見解が示されております。

御承知のように、同和行政は部落差別をなくし、同和問題の解決を図ることを目的とするものであり、部落差別が現存する限り必要であり、同和問題に係る実態の適正な把握のもと、一般対策による的確な対応を行い、残された課題解決に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

同和行政の転換に当たりましては、総合相談業務、一般対策の効果的な活用等新たなニーズも生起しており、今後とも時代変化を踏まえた対応をしてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 私の方から、防災の関係について御答弁をさせていただきます。

市長の方からも市政運営方針の中で述べておりますように、阪神・淡路大震災から早くも5年が経過をいたしてございまして、この震災は数多くの教訓を私たちに残してくれたものというふうに考えております。本市におきましてもこの教訓を忘れることなく、あらゆる災害に対応できる安全なまちづくりと組織づくりが必要であると強く認識をいたしておるところでございます。そのために、あの震災後、毎年1月には、さまざまな災害を想定した災害対策本部設置を主に通告なしに市部長級の職員参集訓練を行っているとともに、一定の期間を置いて大がかりな防災訓練もあわせて実施

してきたところでございます。

防災意識は、常日ごろから防災意識の認識と、万一災害が発生した場合の初期活動が非常に重要でありまして、機会があるごとに全職員に危機管理意識と初期行動のあり方等について周知に努めているところでございます。さらに、この危機管理意識の向上が災害に強いまちづくりの一役になるものというふうに考えております。

それと、質問の中で原子力関係の安全協定の問題でございますけれども、昨年東海村で起こりましたJCOの事故を踏まえた新しい法律——原子力対策特別措置法が昨年12月17日に制定されております。この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみまして、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等や原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施、その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定められております。

さらに、この法律に基づく施行令、規則については、近い時期に定められるものであるというふうに聞いてございまして、本市といたしましても、これらの情報収集に努めておるところでございます。

また、これまでの情報収集の範囲では、原子力施設の種類によっておのおの規制が設けられるというふうに聞いてございまして、今のところ具体的な方向づけは示されておらないということで、さらに情報収集に努めたいというふうに考えております。

なお、昨年第4回定例会で御答弁を申し上げておりました協定書の申し入れの件でございますけれども、昨年2施設につきまして現地見学を実施いたしました。その後、法律が制定されたこと、さらには、近々においては施行令等詳細が明らかになるものというふうに考えてございまして、また今までの間も大阪府等への連絡で情報の収集や京大原子炉等との連絡をとって、情報収集に努めているところでございます。

それらの情報収集等が整った段階で協定等の作業を進める考えでございまして、12月議会後、日数も経過をいたしておるわけでございますけれども、あとしばらく時間がかかるというふうに考

えておりますけれども、市長の方からもその命を受けておりますので、その辺の手続等は今後事業者等と十分詰めた中で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

それと、あと阪神・淡路大震災のときの泉南市における震度、また人的・物的被害等の状況についてでございますけれども、5年前の阪神・淡路大震災での大阪府の震度は4ということで、気象庁の方から発表をされておるところでございます。それと、その地震によりましての泉南市での被害の状況でございますけれども、人的被害はございません。物的被害ということで住家の被害でございますけれども、全壊はございません。半壊と一部破損ということで、91棟について被害が出ているということで確定数値として統計として上がっております。

それと、今回予算でも上げさせていただいておりますように各公共施設、今回は学校と住宅についての耐震診断調査を行うわけでございますけれども、5年前の地震後、調査については、当然各施設の管理担当の方で目視点検等は実施をいたしておるところでございます。

それと、地震後の新しい公共施設につきましても、阪神・淡路大震災を教訓にいたしまして、総合福祉センター等につきましても、それに対応できる施設並びに自家発電装置とか雨水貯留施設等を設けた中で対応できるような対策ということも講じてきているというのが実情でございます。

それと、あともう1点、市内4駅のバリアフリー化でございますけれども、現実にはまだ予算化等は行っておりませんけれども、これは国の方でも補助制度がございまして、昨年6月の16日に市長がJRの方にもその辺の設置についての要請を行ったところでございます。これもこれからいろいろと鉄道業者等との詰めの中でその辺の事業化についても決めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

副議長（角谷英男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） 議員御質問の災害に強く

安全なまちづくりの中で、密集地域における救急、火災、震災等の対策をどのようにしているかという御質問についてお答え申し上げます。

道路狭隘地区、また建物密集地における消防体制であります。火災が発生した場合、延焼拡大が懸念されます。そこで、こういった地域における消防活動につきましては、例えば冬季の強風下で火災が発生した場合、本来であれば消防署と地元分団が出動し、状況に応じて全分団が出動ということになりますが、強風下では火災の覚知と同時に、消防署と全分団が出動、被害を最小限度にとどめるよう努力いたしております。このために、主力機械の省力化、軽量化に努め、小型動力ポンプの運用等を消防職員、消防団員一丸となって、消防体制の創意工夫を行っているところであります。

また、救急業務につきましては、救急車が進入可能な場所まで出動します。そして、隊員2名によりストレッチャーとか担架等を使用し、事故発生場所まで行き、救急バッグに入っております患者観察器具等を使用して収容いたします。患者容態につきましては、救急自動車待機機関員と消防無線で詳細にわたり連絡し、迅速な病院手配等を行うよう指示し、救急自動車待機場所まで搬送、収容して搬送業務を行っております。

以上でございます。

副議長（角谷英男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 安全なまちづくりの中での通学路の再点検でございますが、去年9月、本当に痛ましい事故が起きました。本当に申しわけなく思っております。その後、教育委員会といたしましては、10月末までに幼・小・中の通学路の危険場所について調査をいたしました。総合計で166件でございますが、これは単純に合計をしておりますので、幼・小・中で重なった部分もあろうかと思っております。

このことにつきましては、まず子供への指導の必要なもの、それから学校で例えば先生方が現場を指導するというように対応できるもの、また整備の必要な部分等々に整理をいたしておるところでございます。現在、環境整備課にも御相談を申し上げる中で、学校に出向きヒアリングを行い、

既に例えば歩道と車道の区分けの白線を入れていただいたところが2カ所、また一丘団地の方で横断防止さく、これを3月中に完了予定ということで、進捗がおそい状況でございますけれども、できるだけ早い時期に危険箇所を1カ所でも少なくするため努力してまいりたいと思っております。

副議長（角谷英男君） 白谷市民生活部長。
市民生活部長（白谷 弘君） 泉南聖苑計画について御答弁申し上げます。

現在、本市で使用いたしております樽井並びに西信達の2カ所の火葬場につきましては、老朽化が著しく、改修などで利用者の方々に大変不便をかけてございます。また、周辺住民の方々にも煙等御迷惑をかけておるところでございます。私どもといたしましては、将来の都市規模にふさわしい火葬場の整備が重要な課題となっているのが現状であり、この事業の実現には、多くの市民が早期に整備されることを望んでいると考えており、鋭意努力をいたしておるところでございます。

事務局といたしましては、地元地区の区長を初め役員の皆様方には幾度と接触して、前進のある御理解と御協力をお願いしているのが現状であります。現時点では建設についての同意を得るまでには至ってございません。

今後につきましては、精力的に周辺地区住民の御理解と御協力を得られるように努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（角谷英男君） 山内事業部長。
事業部長（山内 洋君） 高齢者、障害者に優しいまちづくりという御質問でございますが、これについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、昨今、高齢者とか障害者に対する優しさのあり方、これについては少し変化がございまして、考え方が変わってまいりました。といいますのは、だれもが若死にさえしなければ高齢者になる。また、いつ何どき障害者になるかもわからないと、こういうことでございますので、社会的な弱者になる、このことはそう特異なものではない、普遍性のものであるということで、今までは福祉施策が中心で、どうすれば障害者に手を差し伸べられるか、また高齢者に対してはどう支援をすれ

ばいいか、そういう議論で進んできたわけでございますけれども、それらの考え方から、本来この場合には差し伸べられる者とそれから差し伸べる者と、これは平等ではないという議論の中で、社会的弱者がそれらを享受しなくても自分で一般的な社会生活が営めるというような状況に持っていかなければならないというふうに変ってきておるわけでございます。

泉南市の場合も、当然このことに敏感に感知いたしまして、福祉のまちづくり、これを考えなければならぬということで、平成7年から取り組んでおるわけでございます。全般的には、事業実施というわけには今現在至っていないわけでございますけれども、重点的な福祉のまちづくり、この重点地域を指定いたしまして取り組んでおるわけでございます。

また、今国会でも議論されております交通機関に限ってのバリアフリー化の法案が提出されるということで聞いておりますが、交通機関を利用した移動の円滑化、これについては従来から樽井駅を中心にバリアフリー化の施策を講じるよう事業者と協議をしておるわけでございますので、引き続き駅のバリアフリー化についても協議をしていきたいというふうにお考えおるところでございます。

副議長（角谷英男君） 前川契約検査課長。
総務部契約検査課長（前川正博君） 私の方から5点目でございます入札制度についてお答えさせていただきます。

1点目といたしまして、準市内制度の廃止等についてでございます。

今現在、泉南市におきましては、土木工事で申しますと3億円以内が市内業者への発注となっております。3億以上が一般競争入札での発注ということになってございます。これは全国的にも一般競争入札制度の導入など、多様な入札制度あるいは入札あるいは契約方式が検討、実施されております。また、市内業者の中にも数社が大臣許可を取るなど、一定の技術力、施工力の向上がうかがえます。このような状況下において、準市内制度自体が実情にそぐわなくなっているのではないかなというふうにお解するところもございまして、

今現在、廃止に向け調整を行っておりますので、いましばらくお時間をいただきたいというふうに考えてございます。

2点目といたしまして、談合対策についてでございます。

業者の指名数につきましては、事務処理要領等で現場の工事規模によりまして選定数が一定定められております。現状、工事件数が大変減少しておりますので、これらを考慮いたしまして、選定の際には一定業者数について多目に指名をしているのが現状でございます。

ただ、談合防止策の観点から申しますと、業者数を多く指名することによって公正な入札が確保されるかと申しますと、一概に言えない面もございますので、今後府等の状況も把握しつつ、最善の対策を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、これに関係しまして、業者への指導について、さきの議会でも御指摘いただいておりますように強く指導していきたいと。具体的に申しますと、国あるいは大阪府からも技術力、施工力を有しないペーパーカンパニーなどのいわゆる不良不適格業者の排除対策を強く求められていることもございます。現在、泉南市といたしましても、指名願受け付け時に技術者の恒常的雇用の関係を確認するため、社会保険の加入証明書の添付の義務づけなど指導強化を図っているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） まず初めに、関西空港にかかわって再度お尋ねをしておきたいというふうに思います。

市長もこの空港問題については、いろいろ希望するとか、そう願うという意味のことを大分言われました。今、南ルート云々のことであるやっていると、単純にそういうことだけではいけない、そういうことだけではこの問題に対処できないのではないかなと。

まず、行政監察局のこの報告の中で、私もそこで一部御紹介を申し上げましたように、今の関西の財政の状況だとか、それからもう一つは、航空

需要の見通しの甘さからくる問題、さらにはまた今後の航空需要の見通しの問題等から、今の経営が、今でももう破綻的傾向を示しているわけですが、一層そのことがひどくなる。後で南ルート問題についても質疑をしたいと思うんですが、ですから今も市長が中長期的には増加するんだというふうに言われましたけれど、結局空港としてはいわゆる航空需要との関係ですね。これとのかかわりで、こういう施設が今後生きていけるかどうかということが決まってくる。これはもう言を待たないところですね。

だから、そういう点では、今確かに楽観的などというんですか、希望的な観測としてそういうことは言えるかもわかりませんが、96年ですか、平成6年ですか、いわゆる開港時からの航空需要のこれまでの予測と実態という点では、もう大きく崩れてると。そのことはもう明々白々なんですね。この点については、まず市長はどういうふうに受けとめていますか。

副議長（角谷英男君） 向井市長

市長（向井通彦君） 平成6年に開港したわけでございますけども、そのときの旅客数が約880万人だったわけでございます。その後、順調に推移をしております、これも暦年と年度とで若干数字のとらまえ方が違うわけなんですけれども、年度でいいますと、平成10年度は若干減少したという結果が出ております。ただし、平成11年度、これはまだ3月、今月いっぱいあるもんですからわかりませんが、先般関西国際空港の担当の方からの報告では、相当回復して伸びているというふうに聞いております。ことしはY2Kの問題があって年末年始は相当減りましたけれども、1月の例の3連休で取り返して、相当プラスになっているというふうに聞いております。

したがって、個々毎年を比較しますと、大幅増の場合も若干減もありますけれども、全体としてやはりこれから旅客数が伸びていくというふうに考えております。

一方、貨物の方につきましては、御承知のように、輸出貨物については開港以降、初めが78万トンでありましたけれども、平成10年度では256万トンということで大変な伸びでございます。

輸入につきましては、61万トンぐらいであったものが平成10年度では155万トンということで、これも大幅な伸びになっております。

ただし、輸入については、平成9年度と10年度と比較しますと若干減ということになっておりますが、これは先ほどの旅客数と関連するものがあるのかなと、国内消費の低迷ということもあるのではないかとというふうに思いますけれども、輸出は着実に伸びておりますし、ですから、これらについても、やはり中長期的に見た場合は、予想どおり着実に増加するものというふうに考えているところでございます。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） 今、問題は、いわゆる客層という問題もあるんですよね、実際上は。それから、利用のされ方もあるわけです。しかし、行政監察局の方の見方は、まずこれからの問題として、成田空港の平行滑走路ができる。本来成田へ行く人も、成田が今満杯だから関空でやっている、関空に飛行機が離発着しているという問題もあって、これから成田の第2滑走路が完成した時点ではあちらへ行くとか、それから神戸空港、今でも伊丹空港が全面的に廃止するというのが本来の約束であったところが、そうではなしに伊丹空港が存続して伸ばしてまますね、国内空港。だから関空がなくなってる。そこへ持ってきて神戸空港ができる。そして、国際線では中部空港というのが今度2千何年でしたか、2007年ですか、に開港ですね。ちょっと済みません、今数字を正確に忘れましたが、それでそうなると国際線もあちらへ取られていく。そこでの関空の営業、経営というのは非常に困難になる。

さらに、運輸大臣も結局認めてるんですが、これ何て読むんですか、ジンセンと読むんですか、何て読むんか私は外国の名前は知りませんが——インチョンというんですか、新しく韓国で巨大な空港ができるそうですね。だから、最近では関西国際空港のことを今も市長は拠点空港と言いましたけど、いわゆるハブ空港ね。ハブ空港、ハブ空港とよく市長も言いましたけども、ハブ空港と言わないそうですね。ハブ空港であるかどうかというのは、航空会社が、また利用者の側が決めること

であって、こちらで言っただけでハブにならない、そういう事態が生まれてくる。

そこへ持ってきて、先ほど紹介しましたように、世界一高い着陸料、これではこの利用の価値がないというんですか、ということから今フィンランド航空やそのほかキャセイとか、諸外国の航空会社がどんどん撤退しているということも生まれてますね。

こういった事態について、最近また3月4日には各紙に出ましたが、全日空も今度は関空から撤退するということが発表されています。いわゆる全日空が国際線を縮小していくんだと。関空から欧州への分は、今秋には撤退だというふうに出ていますが、日本の航空会社自身もそうやって関空から撤退していくという事態が今目の前にあるわけですよ。これはこれできちっと関空の今の置かれている状況というのは、よく見ておかなければならないんじゃないかと思うんですが、この点はどう思ってますか。

副議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、営業関係でございませぬけれども、空港事業、それから鉄道事業等の営業収益はかなり上がっているわけでございますが、営業外収益としての支払利息とかそういうことでかなり圧迫しているというのと、減価償却です。これによって累損がかなり大きくなってるということでございます。ですから、これが当初計画したとおりいくかどうかというのは、非常に難しい、厳しい状況かなというふうには思いますが、利用率というんですか、先ほど議員言われたのは、どちらかといいますとマイナス部分を言われたのかなというふうに思いますが、それはそれとして、また新たにこれは運輸大臣も努力されて、今羽田最終便は9時発ぐらいだというふうに思いますが、もう1つ遅い便ですね。これを出すとということになっておりますし、それから大阪・羽田間のシャトル便を昼間はほとんどございませぬので、それも運行するという方向にもなっております。

それから、また一方で、国際線も成田は確かに今度暫定滑走路を建設されるわけなんですけど、これは非常に狭いですから大型は無理でございませぬ。羽田からも非常に遠いということがあって、羽田

で乗って関空経由の国際線というルートを開拓するという報道もございました。きのうの新聞でしたか、きょうの新聞でしたか、新しくまた外国の航路が1つできるというふうにもなっております。

ですから、もちろんそのプラスの面とマイナスの面とあるかとは思いますが、いずれにいたしましても、現在16万回のキャパシティーはありますが、実際、管制上12万回ないし13万回が限界だということでございますので、まずそのキャパを広げないとなかなかふえないというふうに思いますので、そのためにもやはり2期の完成が待たれるところだというふうに思っております。ですから、一概に悲観材料ばかりではないかなというふうに思っております。

ただ、おっしゃるように着陸料が非常に高いというのは、これはもう御指摘のとおりで、我々も着陸料、それから連絡橋通行料を含めて下げてほしいということを国なり関空会社なりに申し入れをいたしております。

それから、海外では、先ほど言いましたように大規模な空港が続々これからでき上がってまいります。韓国のインチョンも、21世紀初頭の来年1月1日にオープンをしたいということで今一生懸命準備をされておまして、私も昨年関空協会で見てまいりましたが、向こうは最初から2本の滑走路を供用開始すると。将来全体計画は4本、隠し——隠しといいますが、もう1本増設可能なものを用意しているということでございますので、大変大きな空港でございます。ですから、関空にとりましても最大のライバルになるのではないかなというふうに思っております。

ですから、そういう意味でも、やはり利用しやすい、本当に海外のエアラインも乗り入れやすくする環境を整えていかないと、文字どおりのハブ空港にはならないという心配も確かにございます。ですから、これから大きな課題も一方では背負っておりますので、十分そのあたりも検証しながら、我々としても要求すべきは要求をしまいたいというふうに考えております。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） 市長いろいろ言われまし

たけど、行政監察局自身が今の関空の経営状況についての、収益よりも費用の方が高くてついでなわけですから、どんどんまだまだこれから長期債務が、いわゆる借りかえ社債で返してない状況ですからいっつも意味ないんですね。長期債がふえていかざるを得ない。

そういう大変な状況にあるということと、それから、そういう中で、結局まだ4万2,000回からの余裕があるのに、今何か設備ですか、整っていないから十二、三万回しかいかんと言うけども、そこをもっと今の1本で十分できる限りのことをやればいいわけですよ。今の1本でできる限りのいろんな施策をですね、今市長自身が言うたような。

これは市長が社長でないですから、市長と今ここで議論したってしょうがない話ですが、私は今行政監察局が関西空港をこう見てるという点を、これは市長がいろいろ言うよりも、この行政監察局の方がこの経営の状況について具体的にやったわけですから、関東監察局のような雪見酒飲んで遊んできたわけやのうて、ここでやったわけですからね。これは私は今いろいろ市長言うたけれども、そのことよりもここでの指摘については、私は率直にむしろ受けとめたいなと。

しかも、在日外国航空会社の方が第2期をつくるよりも、専門家ばかりの方々ですが、第1期でつくられた今の滑走路をもっと十分使えるようにすべきだということを言ってるわけですよ。建設費が高つたから着陸料に、使用料に転嫁させて負担させるというのはむちゃくちゃだと。だからここでやっつけられないから撤退すると、こういうふうになってるということです。

私は、そういう関空の現状の中で、南ルートのことなんです。今度のついた予算というのも、いわゆる南ルートをどうするといった予算でしょうか。これはついでに聞きますが、4,900万というふうになった、調査費ついた、調査費ついたというて、市民は国の方では4,900万ついたんだなと、こう思っておるんですが、事実そうなんですか。そうじゃないでしょう。4,900万のうち泉南市も出すんでしょう。それはどうなんですか。副議長（角谷英男君） 中村空対室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） 南ルートの関係の御質問がございました。

今回は南ルートを含む関空周辺地域の交通ネットワーク調査として、地元大阪府、和歌山県、泉南市、和歌山市、さらに今回は関空会社も参画するという形で、オールの金額として4,900万円で行うというものでございます。そのうち地元泉南市としては300万円を負担さしていただくということで、そのトータル、泉南市を含みまして4,900万円規模の調査になるということでございます。（林 治君「ちょっと運輸省、建設省は何ぼやったか言うて」と呼ぶ）

つけ加えさせていただきます。国は運輸省、建設省とも約1,000万円ずつの負担ということで了解いたしております。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） 市民はみんな南ルートの調査費が5,000万ついたというふうに思ってるんですがね。私も最初聞いたとき、そう思ったんですよ。よくよく聞いてみると、運輸省も建設省もそれぞれわずか1,000万円ずつ出して、あとは大阪府や和歌山県も持て、ましてやそこに参画する市町村も皆それぞれ持てと。泉南市にも300万円持てと、こういうことですね。だから、1,400万プラス300万円ですね、泉南市はこの問題で。

それから、昨年の質疑の中で市長は、この南ルートの、さっき市長は何か僕に釈明せえとか何かいろいろ言うたけども、それこそこれ市長、そんなこと言うて、あなたいいんですか。南ルートに何もついたわけじゃないでしょう、これ。今、空対室長自身が言うたやないですか。広域調査にいたんですがな。この広域調査の話は、私の方から教えてあげたんですよ、こういうことを国土庁を含めた格好でやってるぞと、周辺整備ということで。そうでしょう。大体、物の言い方を少しはわかまえない。調査費が5,000万円、南ルートで運輸省がつけたと言うたんやったら、あんたそこで威張りなさいよ。

それから、これは含むものであったとしても、その広域的なもの。この調査について、一体具体的にどういう問題になるのかということについて

は、いつごろわかるんですか。

副議長（角谷英男君） 中村空対室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） お答えいたします。

年度内に実務担当者による会議が招集される予定です。その中で基本方針が決められ、年度内にほとんど決められると思いますけども、一部は新年度に持ち越されて、その中で調査の詳細な枠組みが策定されていくと、そうお聞きいたしております。

それと、南ルートを含む関空周辺地域交通ネットワーク調査という調査になりますけども、共通項目としては南ルートが中心になっております。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） 私も年度内に会議があるということを知っておったんで、これはほかから聞いておったんで、そこでないと最終的な内容についてはまだはっきりしないということでありましたので、これははっきりしないものをあれこれ言ったってしょうがありませんから、また後ほかにしたいと思います。時間の関係もあるので次にいきたいと思います。同和問題についてもあるんですが、若干時間の関係で、これは後で時間があればやりたいというふうに思います。

大綱第3点の防災の方です。

公室長の方から、見通しの問題についての話がありました。今いろいろやってるというお話やったんですが、じゃ見通しは一体どうなるのかですね。どういうふうに見てるのか。貝塚、泉佐野等は今の時点でどうなってるのか、わかっておればお聞かせ願いたいと思います。ちょっと一言、簡潔で。

副議長（角谷英男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 見通しということでございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、作業としては着手しているということで御理解を賜りたいと思います。先ほども申し上げましたように、当然情報収集なりをせないかんということもございまして、泉南市の場合、熊取町から見ますと隣々接ということで、田尻町あたりもやっぱりその辺の懸念をしております、我々としては田尻町なんかとも連絡調整をとってお

ります。

ですから、隣々接と同じ条件でございますので、同じような形でそういう協議関係は入っていかなければならないのではないかなというふうに考えておるところでございますが、できるだけ早い時期にということで御理解をいただきたいと思いますし、また進捗等がございましたら、議会の方にも報告はさせていただくつもりでございますけれども、現時点ではそういう状況でございます。

それと、泉佐野、貝塚の状況でございますけれども、今現在入っている中では、原子燃料工業とはまだ結んでいないというふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） 学校施設と住宅について、耐震についての調査をするということなんです、市内の公共施設についての点検は、目視での点検というのではなくて、目視やったらしょっちゅうできるんですが、例えば市長もそこからちょっとのぞけば、消防の展望台みたいなやつ、あれも目視で点検をされて、一体どういうふうに考えておるのか。例えばひとつ答えていただきたいと思うんですが。

副議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） あれですか。ちょっとこっちから見えませんが。消防の何ていうんですかね、昔流でいうと火の見やぐらのところなんです、あれについてはいささか問題があるというふうには思います。これは建設年度とも含めてですね。

ただ、その時々耐震設計を行っておりますので、その後いろんな地震があるたびに学習をして、それがまた設計基準にフィードバックされて、だんだん強化されてきておりますので、近年では昭和56年の建基法改正によって一段と強化をされたわけでございます。そういう意味では、一般的に建設年度の古いものほどやはり厳しい状況にあるというふうには考えております。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） この市の防災計画を見ますと、ここに高層建築物についての資料も添付さ

れてるんですが、市内で30メートルを超える施設というのはどういうものがありますか。

副議長（角谷英男君） 中谷公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 大体、階が3メートルぐらいの住宅が該当するのではないかと。ですから、10階以上ですね。一丘では高層の分譲マンション、それと砂川の辺にもマンションがございますけれども、その辺が大体30メートルを超えている建物ではないかなというふうに理解をいたしております。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） 私、この資料で見ますと、一番高いものは民間の住宅で1つあるんですが、大体ここには、高層建築物のところでの市の施設は載ってないんですね。その消防の施設が載ってないんですよ。市長はああいうように言われましたが、実際今、一般的に言って、マグニチュード6強を1つの基準にして考えているようなんですが、それに耐え得るような施設ということであるんですか。

副議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） マグニチュードというのは地震の規模、震源地の規模でございます。それと震度とはまた別でございますね。

それと、大阪府で阪神・淡路大震災以後、いろんなシミュレーションをされておりまして、その中ではまず地震が揺る場合、その震源なり原因があるわけございまして、大阪の場合は、上町断層が動くというのが1つ、それから生駒断層が動くというのが1つ、有馬高槻構造線が動くというのが1つ。この3つはほとんど泉南市に影響ありません。あるのは、この岩出の紀の川沿いにあります中央構造線根来断層が動く場合と、潮岬沖の海底の南海トラフが動く場合、この2つが主に...（「成合は」の声あり）成合はほとんど関係ございません。

ですから、その中で泉南市にどういう影響があるかというシミュレーションをされているわけでございますが、まず南海トラフの場合は、かなり潮岬の向こうですから、全壊とかいうのは5軒ぐらい想定されておりまして、半倒、半壊が490ぐらい、約500ぐらいということになっており

ます。一番影響あるのは中央構造線が動いた場合
なのですが、このときに泉南市では 動くとい
うても規模がありますけども、あの阪神・淡路程
度の規模で動いた場合、全壊で約110戸ぐらい、
半倒壊で1,500棟ぐらい、合計で1,600ぐら
いと、こういうことになっております。

ただ、これはそれぞれの建物によって当然違
いますし、建った時期あるいはその当時の設計基
準によって全く違いますので、一概に消防施設がど
の程度かというのは、なかなかここでは申し上げ
られないということですが、一般論だけ
申し上げますと、日本の建物なり橋梁とかいうも
のは、もともと地震に強い設計構造にはなってご
ざいます。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと市長が長々とい
ろいろ説明してくれたんですが、あれは鉄筋でし
ょう。今、市長がいろいろ中央構造帯等述べまし
たけども、しかし、それは結局未知のもんでしょ
う、実際地震が起こるかどうかということにつ
いては、阪神・淡路大震災だっただれもそんな予測
を事前にできて対策もとってなかったわけです
から。

ですから、ここでもしも起こった場合という
ことを考えたときに、特にあの施設は普通では
ないでしょう、実際問題として。内部からはもう上
上がれないようにしてますしね。あれはあそこで
住んでたら、また仕事してたら不安じゃないん
ですか。しかも、泉南市で災害があったときに一番
まあいけば中心部隊といってもいいようなところ
でしょう。事業部とかいろいろ職員の皆さんお
られますけども、実際後の行動部隊としては。だ
から、その施設の問題についてやっぱりきちと
明確にしとかないかんのじゃないですか、例えば
撤去するとかいうことを含めて。それはどうな
んですか。

副議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 消防庁舎そのものは2階
建てでございます、増築とか比較的新しい事業を
やっております、それなりの耐震性は備えてい
るというふうには考えておりますが、御指摘あり
ました塔屋というんですかね、あの部分について

は……（林 治君「火の見やぐらな」と呼ぶ）で
すからいささか問題があるかというふうには考
えておりますが、どの程度の耐震性があるかとい
うのはチェックをしないとけないというふう
に思いますが、今消防の方では使用していないとい
うことでございますから、不必要なものであれば
できるだけ早く対応した方がいいというふうには
考えております。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） 時間の関係もあるのでち
よっと簡潔にいきたいんですが、地震災害対策編
の33ページの建築物の災害予防計画の中でも、
消防署自身が市内の高層建築物等についての事前
の点検や指導ですね。これを指導する側にある。
その指導する側にあるところの消防庁舎の一角に
ある高層建築物が、これは約35メートルでしょ
う。ほんみちさんところに37メートルのもんが
あるらしいんですが、例えば具体的に、1つは公共
施設等についての耐震性の強化もやらないかんし、
その施設の点検もやらないかんし、それから特に
高層建築物については、その実態調査を含めてき
ちとやることについての指導を行うというよう
になってるし、査察の強化ということも府の協力
を得てやるんだということも出てますしね。所有
者等への指導ということもあるんですが、所有者
に対する指導もびしとやらないかん。

その本元で、今市長の言うように不安を抱いた
状況で一体いいのかどうか。これは緊急にやらな
いかん問題じゃないですか、実際問題。明確に耐
震調査もして、それで心配がないんだというんな
らいいんですよ。今、不安があるのに耐震調査も
していない。これでは立派な防災計画をつくっ
たって、足元から揺らいでるじゃないですか。一
体どうするんですか。耐震調査だけでも先にす
ぐにして——鉄筋というのは年数とともに弱くな
っていくでしょう。ひびいてたら大変なんでしょ
う。中身からはひびいてるということは確認し
てるんですよ。一体どうしますか。これは消防長
が答えるんか市長が答えるんか知らんけども。

副議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 鉄筋コンクリートの強度の
問題ですけれども、セーフティーレシオは3でと

っております。例えば、210キロで破壊するものであればその3分の1ですね。70キロをアーループルスストレス、許容応力としてそれ以内で設計することになっております。ですから、安全率としては大体3、構造物はですね。土木、建築を含めて……（林 治君「一般論であればどうかということによろしい」と呼ぶ）そういうものがございます。

それから、鉄筋コンクリートのひび割れでございますが、鉄筋コンクリートというのは、もともとひび割れが発生するという前提のものでございます。テンション側ではですね。そういうものでございます。ただ、そのひび割れの発生仕方によって、重要かそうでないかということをしていかなければいけません、一概にひび割れ、クラックが入ってるからといって、それが構造本体に影響があるかどうかというのは、また別の問題でございます。

ただ、御指摘ありましたように、（林 治君「もう一般論はどうでもええねん」と呼ぶ）塔屋についてはこの処理をしていく必要があるというふうに認識をいたしているところでございます。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） 消防長、今、子供たちが見学に来てもう上げないようにしてますね。そうですね。ちょっとしてるかどうかだけ確認してください。いつからですか。

副議長（角谷英男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） お答え申し上げます。

現在、幼稚園とか小学校の低学年の児童たちが見学に来ましたときに、火の見やぐらというんですか、望楼には上げておりません。

以上でございます。（林 治君「いつから上げてないかと聞いてる」と呼ぶ）

その時期につきましてはちょっと忘れただけけれども、震災前後だと思います。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） 消防長が忘れるほど前からもう上げてない。それは危険だからということでしょう。かつてはずっと上がってたんでしょ。そうでしょう。だから市長、一般論はいいんですよ。コンクリートの話、いろんな話がありますか

らね。最近ではトンネルの壁が落下している話からいろんな話が出てますが、うちでこれをつくった当時は、たしか昭和40年代、相当前の話ですから、今市長の言うているような一般論そのものがそのまま通用するかどうかということもありますし、これは早急に耐震調査をまずやって、対応策を決めないかん問題じゃないですか。この庁舎も大分そうなんです、この庁舎はまだ平べったいですけども、あれはびゅうっと高いでしょう。

あそこで仕事することと、それから周辺の住民の安全という面からも、そしていざ災害のときの全市へ対応せないかん消防で、もしか事故があった場合には、あの望楼というんですか、あれがひっくり返りでもしたら、消防車でそこらへ救出に出かけないかんところが救出してもらわないかんようなこと、それは議員も皆おりますから行くと思えますけども、これは大変ですよ。すぐに対応すべきじゃないですか。どうですか。

副議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど申し上げましたように、安全性については、塔屋部分についてはいささか問題がありということをおも申し上げましたので、できるだけ早い時期に調査して、そして、その結果によって撤去するなら撤去する、あるいは補修するなら補修するという形を考えないといけないというふうには思っております。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） 市長は、最初からあの塔の話をしてるのに、一般論や、それから下の庁舎の方の話をして、大変時間をとられたんで残念であります。（副議長「あと3分です。34分までです」と呼ぶ）これはもう速やかにしてくださいよ、いつ来るかわからんことですから。やると言うたんですから、次の議会までには調査されて報告いただきたいというふうに思うんです。いやいや、議会が始まらんかて、それまでの間でも調査が終わった時点でやっぱり公表して、きちっとすべきやと思いますよ。そういう大事な問題だと私は思います。

先ほど消防長の方から、古い町並みのことで若干のお答えもあつたんですが、これは消防長の方だけやなしに事業部等の方、特に狭隘な道路の拡

幅ですね。道路を使うという立場に立ったときの障害物ですから、家、建物じゃなしに、古くからの家はそこのけというわけにはいかんですが、例えば関電柱、電話柱とか、それから水路にふたをすれば少しは広がるとか、そのほか変な石やなんか置いてたらこれはもうぐあい悪いと思いますが、公共施設の上にね。

そういうことも含めて、そういうものをできるだけ取り除いて、例えばポンプ車のことで、小型ポンプ車なんか入れてという話もありましたけれど、高規格救急救命車ですか、これは相当大型なもんですね。この車の任務というのは、それこそ1分1秒を争うでしょう、いわゆる心臓関係だとか呼吸器の関係やなんかで出勤したときは、だから救急救命車でしょう。

これがずうっと遠くて、消防長は担架を持って走るといような話をしてましたけども、そんなことで今聞いているんじゃないんで、やっぱり救急救命車が市内のどこへでも即行けるというふうに対応すべきだと思うんですが、そういう点で町並みの整備、これは新しいところはどんどんやるんですが、古いところはもう昔から建ってる限り税金を払ってるので、ひとつきちっとやってほしいなというように思っているんですが、これは対策として具体的に持たれてはどうかと。言われてきたらするんじゃないしに、行政の積極的な姿勢としてですね。それはどうですか。

副議長（角谷英男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） きのうの松原議員の御質問にもございましたが、市内には1993年度の住宅統計で2メートル未満の道路に接している家屋が11.9%あるという資料もございます。狭隘な市道、これについては、全市域で市道というのは170キロもございまして、その中で、年間約3,000万程度の予算で補修、改善を加えておるわけでございます。

今後とも危険性の伴う部分、これについては細かい部分でも十分住民の意見を聞きながら、限られた範囲の中での予算の消化ということでは前提はございますが、取り組んでまいりたいというふうには思っているところでございます。

副議長（角谷英男君） 林君。

22番（林 治君） 事業部長は3,000万円程度と言っていますが、だからその予算をもっと強化して、そういうことを1つの具体的課題として、特にやるということで対応策を持ってほしい。そのことを言ってるんです。一般的にただやるというんじゃないしに、言われたらやるとかそうじゃないしにですね。その点が1つです。

それから、事業部長からは懇切丁寧に障害者対策についての目を開く考え方もお示しをいただいておりますが、私も昨年からはびさを少し痛めて、いろいろと自分が障害者のような形になって歩行に困難を来したので、そうなるとうまくわかるんですよ、先ほどの話も。

これはどなたが責任が知りませんが、時間がないので簡潔に言いますが、大阪府の方でも福祉のまちづくり条例というのをつくってます。この中でも示してるんですが、特に公共施設の場合、もう簡単に言いますと、泉南の市役所に入ってきてから、私、大分前に提案して、この議場の傍聴席に行くのにスロープで入れるようにしていただきました。ここはスロープなんですが、このスロープへ来るまでの、例えば玄関入ってから、市長、エレベーターはできましたけども、入ってからエレベーターがどこにあるのかちょっとわかりませんしね。障害者やいろんな方、障害を持たれる方がおられますから、そういうことを考えて、ブロックだとかいろいろあると思うんですが、全然ないんですね。その辺、庁内の整備は一体どうするのか、まずこの点だけ、もう時間もありませんからひとつ明確にお答え願いたい。

副議長（角谷英男君） 残り1分でございます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 障害者の方々に対する特に市役所の対応でございますので、エレベーターの位置等がわかりにくいという御指摘でもございますので、できる限りわかりやすいように努力いたします。

副議長（角谷英男君） 以上で林議員の質問を終結いたします。

3時10分まで休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後3時12分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 和気 豊君の質問を許可いたします。和気君。

13番（和気 豊君） 本日のトリを務めさせていただきます日本共産党泉南市議会の和気 豊でございます。2000年第1回定例会市議会において、大綱4点にわたり質問をしております。

大綱第1は、公共事業と財政への影響及び財政健全化への基本姿勢についてであります。

空港関連の大型公共事業の推進に見られる開発至上主義が今日の市財政を危機に陥れた最大の原因であること。すなわち市は空港の着工年度であった昭和62年度以降、市公共事業を異常に膨らませ、国の市町村への単独事業の押しつけに追従して、1999年度末には一般会計だけでも240億円の借金残高をつくり出しました。それが2000年度一般会計の借金返済額を25億円余に押し上げ、それに加え、下水道事業のこれまた借金返済額約12億円を償う繰出金と合わせると、予算全体に占める割合は何と18%近くにも達しています。

市長はこの異常ともいべき借金財政に対しても、市民生活に密着した事業の結果生まれたものと平然と云ってのけますが、果たしてそうでしょうか。全体の80%以上を占める築20年以上もたつ老朽校舎、幼稚園の大規模改修を阪神大震災の貴重な教訓を口実にして、耐震構造に金がかかると6年もサボり続けてきたことをどのように理解すればよいのでしょうか。必要性から順位をつけて事業を進めてきたともいいますが、そうであれば、地方自治の一番先にやらねばならない仕事は、住民の安全、健康と福祉を保持することではなかったのでしょうか。無抵抗な児童・生徒の安全を守ることこそ最優先すべきであると考えますが、まず市長の見解をお伺いします。

続いて、公共事業を進めていく上での向井市長の基本姿勢についてお伺いいたします。

向井市長、あなたにむだをなくそう、税金を大切に使おうという気が少しでもあるなら、公共事業のあり方について、少なくとも次の3点について直ちに改革、改善に着手すべきだと思います。

第1に、完成したものは採算性、需要予測、管理運営費が当初の見通しとどのように食い違っているのか徹底的に調査し、その結果を議会と市民に公表することです。情報公開条例を制定し、市民に開かれた市政を表明されている以上、当然のことではないでしょうか。私は総合福祉センター、そして空港関連道路である市道榎井西岡田吉見線、市場岡田線についてそのことを求めたいと思います。

第2に、事業途中や着手前のものについては、目的、経済効果、採算性、環境保全などの角度から徹底的に見直しを図ることです。とりわけ和泉砂川駅前再開発事業については、信達樽井線の東側を中心に変更して進めようとしている駅ビル中心の手法が一部地権者の権利を肥大に保障し、その他の権利者をそれに追従させる、すなわち押しつけ型の再開発になっていないかということでもあります。

打ち続く不況のもと、大型スーパーさえ倒産、廃業が余儀なくされる厳しい経済情勢のもと、将来の商業活動に、よし、これでいけると腹の底から考えて現在案に賛成されているとは考えられません。このような事業に平成17年までに、市の計画では28億円弱一般財源を持ち出さねばなりません。財政見通しについてお示しをお願いします。

そして、もう1つ重要なことは、一般会計で買い取る時点にならなければ影響が出ないことをいいことに、西側を中心に進めてきたアクセス道路用地や代替地約25億円分を放置している行政姿勢を早急に改めることでもあります。

牧野公園の建設地を破綻した西側開発で必要性がなくなったアクセス道路用地に変更することこそ、いい機会ではないでしょうか。農業公園についても、議会と住民に合意を求めるための利用アセス、そして宿泊施設などを先送りする以上、改めて管理運営費などの再調査を進め、資料の開示を求めたいと思います。基幹農道及び泉南聖苑基本計画の事業と財政見通しについてもお示しをお願いします。

第3に、必要な事業を住民のもとで積み上げていく方式に公共事業のあり方を転換し、市内業者に仕事を、そして市民の皆さんに雇用の機会を拓

大することであります。そのためにも、むだな事業を見直し、老朽校舎の大規模改修、保育所の大規模改修等に公共事業の軸足を移すことが今求められているのではないのでしょうか。

大綱第2は、介護保険制度の市独自の改善策についてであります。

国民の声に押されて、国は2月10日発表の特別対策を最後に、基盤整備や弱者対策など多くの課題を残したまま、見切り発車で介護保険制度を実施しようとしています。このようなときこそ、市長は緊急に政府・厚生省に改善を求めるとともに、自治体の責務を自覚され、高齢者を初め市民の不安を一掃する取り組みを進めることが求められているのではないのでしょうか。これまでのサービスを低下させないという市長の政治姿勢に万感の期待を込めて、4点についてただしてまいります。

その1は、弱者対策であります。

まず、保険料の減免についてです。1号被保険者に対し国が示している特別対策と減免条項以外に、市独自の減免についてお示しを願います。また、40歳から64歳までの2号被保険者は、サービスを受けられない上に保険料負担が健康保険料に上乘せられ、今でさえ10%前後の滞納者がさらに激増することは想像にかたくありません。とりわけ生活保護ボーダーライン層前後から所得の低い層の家庭の負担は、まさに死活にかかわる厳しさです。対策を考えていればお示しを願います。

次に、利用料についても同じくお示しを願います。これまでホームヘルパーの派遣を受けていた人は、83%の人が無料でした。特別養護老人ホームに措置されていた人は、70%弱の人が利用料負担がふえることとなります。これまでのサービスを低下させない具体的な対策をお伺いいたします。

その2は、横出し、上乘せについてであります。

介護度5に認定された高齢者介護の家庭へのホームヘルパーの派遣回数は、介護が1時間の訪問型で週13回になります。1日に換算しますと2回弱、家事援助を併用すると2時間はかかり、その分介護の回数が減ることになります。それに訪

問入浴サービスを週1回受けるとなると、訪問介護の回数は8回減ってわずか5回になってしまいます。この人が従来どおりのサービスを受けようと思えば、自己負担を伴うことは必至であります。負担能力のない人への上乗せは避けられないと思いますが、いかがでしょうか。

その3は、認定外の判定を下された高齢者へのサービスの提供と予算措置についてお伺いをいたします。

その4は、苦情処理対策について考えておられればお示しを願います。

大綱第3は、地場産業の振興策についてであります。

その1は、商工業の振興とそのためにかかすことのできない実態調査についてであります。

今年度公的融資の利子補給が対象枠の拡大とあわせて、少しばかり引き上げられました。しかし、泉佐野と比べれば2けたの違いであります。泉佐野市ではダイエーの進出が商店に与える影響調査を含め、地場産業の実態調査を実施することです。でき合いの商業センサスや職安の資料だけでなく、経営の実態を反映した行政が対策を立てる上で、効果のある生きた資料が今求められているのではないのでしょうか。答弁を求めます。

その2は、農業経営に直結する経営支援策についてであります。

農業経営の根幹であった米づくりが政府の減反政策によって、泉南市ではここ数年間に5割を割っています。ほとんどの休耕田には転作作物が植わらずに、遊休地になっています。大消費地を後背に持った地味豊かな泉南の農地がどんどん疲弊しています。WTO協定により外国農産物がどんどん市場に入り込み、農業経営を圧迫しています。こんなときこそ行政が手を差し伸べなければならぬのではないのでしょうか。農家の経営を支援する市独自の対策についてお示しを願います。

その3は、振興条例の制定についてであります。

墨田区への調査をやられたそうであり、調査の結果は、即効果の上がるようなものではないとのことであったようですが、要は現状打開のやる気と人であります。条例ができて、それを実行あらしめる人の配置がなければうまくいくは

ずがありません。地域経済再生の柱となる条例づくりからまず始める。一つ一つ段階を踏んで施策化していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

大綱第4は、道路行政についてであります。

泉南市山手の人口はどんどんふえています、30年一日のごとく変わらないのが道路事情であります。とりわけ砂川地区から市場を経て26号線に抜ける2路線、市場中の池線と長慶寺市場岡田線は幅員が府道との交差点部分で極端に狭く、4メートルから5メートル弱しかなく、その上、交差点部分には電話柱がどんと座っていてさらに狭くなっており、その付近で車の行き交いに障害が生じて、毎日のように混雑、渋滞が起きます。緊急な対応が求められています。答弁を求めてまいります。

以上、大綱4点の質問をこれにて終わらせていただきます。御答弁よろしくお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目の公共事業と財政の影響という中で、総括的に私の方からお答えを申し上げます。

本市では、関西国際空港の開港を契機に、下水道整備や道路などの新設事業を行ってまいりました。いわゆる都市基盤の整備でございます。その結果、大きな成果を得ることができたものと考えております。特に、都市計画道路、それから下水道、公園初めシビルミニマムの整備が飛躍的に向上したものだということに考えております。したがって、市民の皆さんの利便性の向上、あるいは生活環境の改善に大きな役割を果たしたものだということに考えております。

御指摘ありました、特に都市計画道路のことを言われるわけですが、これは都市計画として必要な道路整備を行ってのものでございまして、当然都市計画として必要だという認識のもとに、審議会、それぞれ市あるいは府の都計審を経て計画決定をして、そして道路メッシュという1つの手法によりまして、将来の防災化も含めて適正配置をしているものでございまして、ごらんい

ただきましたらわかりますように、この近隣都市と比べていただいても決して劣るものではなく、勝るとも劣らないということでございます。

いつも樫井西線とか市場岡田線のことをおっしゃるわけですが、これは市の海山道路、いわゆるはしご状につなげるラダー道路として大変大きな効果を持っているものでございまして、本市の地形状況を考えた場合、極めて有効な道路であると思います。御承知のとおり、道路というのはきょうあすを見る部分もございませけれども、やはり何十年先という中で、こういうきちっと道路メッシュを決めておくというのが将来の都市発展に大きな差がつくものと考えております。したがって、私どもが行ってまいりましたのは、市民が求めておられるそういう都市基盤を中心に行ってきたものでございます。

また、教育投資につきましては、これは新設の時代あるいは管理の時代と、時代によって当然その投資額が変わってまいりますが、先般来からのいろんな御要望もございませるので、私どもといたしましても、特に阪神・淡路の震災を契機といたしまして、耐震診断から入り、そしてきちっとした改善を順次行っていきたいというふうに考えております。ですから、私どもは限られた中で、決してそういう批判を受けるような投資的事業というものはやっていないつもりでございます。市民に密着した有効な事業に限って行っておりますことをまず申し上げておきたいと思っております。

なお、今後につきましては、中期財政計画の中でもお示しのとおり、毎年投資的経費についてはおおむね20億円を1つのめどとして推移をさせていきたいというふうに思っております。同時に、当然起債の発行額についても抑制をして、この13年ないし14年に起債償還のピークが参りますけれども、その後は順次低減されていくという中で、新しい投資事業の枠を求めてまいりたいと考えております。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 私の方から財政見通し、特に農業公園あるいは駅前市街地再開発等について御説明申し上げます。

議員御指摘のとおり、農業公園あるいは駅前再

開発につきましては、かなり残されて、財源的には相当まだ必要かというように感じております。しかし、先ほど市長が申し上げましたように、私どもとしましては、年間20億円の投資ということをめどにということで進めております。

その中で、例えば農業公園でありますと、あと残り完成まで約15億ないし16億円はかかるだろうと。しかし、事業等のスパン等も十分勘案しながら、年間20億円の投資という形をもって進めていきたいなど。その中の範囲内で考えていきたいということでございます。

そしてまた、砂川駅前の再開発事業でございますけれども、先ほど議員も言われてますように、確かに総事業に28億円の費用がかかるということでございますけれども、これも15年度、17年度完成ですか、一応17年度の完了という形で進めておりますけれども、やはり事業のスパンとかいろいろ縮小等も考えた中で進めていきたいということで、そしてその中で、先ほど市長も申し上げましたように、公債費等の伸びも十分考えた中で進めていきたいということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 和気議員御質問の介護保険制度について御答弁申し上げます。

まず、弱者への支援策についてでございます。御質問の趣旨は、保険料、そして利用料の分について、市独自の減免等考慮していないかという御質問だったかと思えます。

法制度上、保険料や利用料につきましては、災害その他特別の理由がある者に対し減免することができるとされており、今般介護保険条例を御提案申し上げているところでございますが、詳細については、今後高齢福祉年金受給者等の生活困窮者の対応も含めて、規則、要綱等で制定してまいりたいと、このように考えております。（和気豊君「質問をねじ曲げたらあかんで。低所得者対策について聞いてるんやで。災害のときの減免なんて聞いてない。ちゃんと聞き」と呼ぶ）

また、さきに国が示した介護保険法の円滑な実施のための特別対策の中で低所得者の利用者負担

の軽減策も示されており、これに基づいて、本市においても現行のホームヘルプサービス利用者の低所得者について、3年間の利用者負担を3%とするよう事務処理を行っているところでございます。

一方、介護保険制度では利用者の負担軽減のため、所得に応じて利用者負担の上限を定めており、例えば高齢福祉年金受給者等については月額1万5,000円を上限とし、上限を超える費用については高額介護サービス費が支給されます。この場合、保険での給付が償還払い、いわゆる後払いとなるため、利用者が一時的に利用料の全額を支払う必要があり、その負担を軽減するため、施設サービス利用者については、施設に直接差額分を支給する高額介護等サービス費受領委任方式の導入を検討し、また在宅サービス利用者については、サービス提供事業者が複数となり受領委任方式の採用が困難であるため、生活福祉貸付制度の利用を促進してまいりたいと、このように考えております。

また、福祉用具の購入や住宅改修を行った場合の9割分の保険給付についても原則償還払いとなるため、給付券方式を導入し、直接9割分を事業者を支払うことにより、利用者の一時的な負担を解消できるよう現在検討しているところでございます。

続きまして、横出し、上乗せなどの法外施策について御答弁申し上げます。

介護保険法の枠内での上乗せ、横出しサービスの実施につきましては、当然本市の介護サービス水準の向上につながるものと認識をいたしております。しかしながら、この場合、基本的には第1号被保険者の保険料負担の増加を招くこと、サービス提供が要介護等に認定された者に限定されるなど種々の課題もございます。そのため、介護保険財政に影響を及ぼさないよう、市の福祉施策として各種の在宅介護サービスを実施するよう、その財源の確保を図りながら検討しているところでございます。

なお、現在検討しておりますのは、生活支援活動員派遣事業、生きがい活動通所支援事業、街かどデイハウス事業、在宅給食サービス事業、寝た

きり紙おしめ給付事業等でございます。

続きまして、認定外高齢者の自立支援策について、現在検討していることについて御答弁申し上げます。

認定外の高齢者への自立支援策につきましても、市の福祉施策でございますので、今申し上げました各種介護サービスをそれぞれの対象者の状態に応じて効果的に提供できる体制を整備したいと考えております。

具体的な方法としましては、市の高齢者福祉や保険関係課と保健所、市内在宅介護支援センター等により地域ケア会議を設置し、ここで介護保険におけるケアプランに該当する介護予防・生活支援プランを作成し、これに基づいて個々の対象者の状態に応じた各種サービスを提供することにより、より効果的に自立支援を図ってまいりたいと考えております。

また、介護保険制度施行後も自立支援や介護者の相談窓口機能を持つ在宅介護支援センターに対して、継続して事業運営を委託してまいりたいと、このように考えております。

なお、市内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の有志により、今般泉南市在宅診療チームが結成されましたが、今後地域ケア会議への参画や在宅介護支援センターへのアドバイスなど、自立支援のための種々の御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして、苦情処理対策についてでございます。

苦情処理に関しましては、介護保険制度上、認定等市の処分に係る審査請求については、大阪府介護保険審査会が審理、裁決を行い、サービスに関する苦情は国民健康保険団体連合会でも処理を行うこととされていますが、利用者の利便性の観点から、市において第1次的に受け付け、大阪府や国民健康保険団体連合会と連携をすることにより、迅速かつ適切な処理を行ってまいりたいと考えております。

また、潜在する介護サービスに対する不満や課題を把握するため、介護サービス利用者に対するアンケートを実施するなどサービスの実態把握に努め、特に直接的に苦情を訴えられない高齢者が気

軽に苦情等を相談できるよう、地域の福祉ボランティア活動を母体とした福祉オンブズパーソンの仕組みづくりをも検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 和気議員の地場産業振興策につきまして御答弁申し上げます。

本市の商工業の振興策としましては、中小企業金融安定化特別保証等の融資制度の活用、中小企業退職金共済制度の助成、利子補給、団体への補助、また関係機関と連携し、経営相談、新規創業者向けの相談会など支援に努めてきたところでございます。平成11年度には、国民生活金融公庫の小企業等経営改善資金を利子補給の対象に追加したところでございます。

また、議員御指摘の実態調査につきましては、新年度に商工会と共催で工業の実態調査を行いたいと考えておるところでございます。

今後も引き続き地場産業の振興が重要な課題でありますので、地場産業の振興に努力してまいりたいと考えてございますので、よろしく御願い申し上げます。

2点目の振興条例の制定についてでございますが、議員御指摘のとおり、東京都の墨田区におきましては、中小企業の振興を目的とした条例を制定し、行政、企業者一体となって活動してあるということは、私どもも承知いたしてございます。本市におきましても、中小企業の振興のため利子補給、府の制度融資の受け付け、中小企業退職金共済の助成、各種情報の提供、また関係機関等と連携を図り、経営相談、新規開業者の創業支援の相談会など支援に努めているところでございます。条例制定につきましては、引き続き近隣市町村の状況を調査するとともに、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、地域経済の再生につきましては、中小企業金融安定化特別保証の制度、中小企業支援センターの活用や中小企業政策のPRなどに努めるとともに、関係機関で構成しております地域産業活性化連絡会を活用し、地域の活性化に努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく御願い

申し上げます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、泉州東部区域農用地総合整備事業に係ります基幹農道についての事業費等の概算、また費用区分についてのお答えをさせていただきます。

基幹農道につきましては、全幅員7メートル、有効幅員5.5メートルの道路でございます。泉南市域にかかわります延長につきましては、6.02キロメートルとなっておりますでございます。この事業費についてでございますけれども、事業費といたしまして41億800万円でございます。

この費用負担の区分でございますけれども、緑資源公園の負担をする部分につきましては、3分の2となっております。それと、残りの3分の1の部分の半分の6分の1でございますけれども、大阪府が負担をする。泉南市も6分の1の負担をするということでございまして、負担額を積算いたしますと6億8,500万円ということでございます。

次に、和泉砂川駅前再開発事業にかかわります先行取得地の件でございますが、これにつきましては、平成11年の3月末で債務負担合計額が23億5,400万円ほどとなっております。9ポイントほどの用地総面積で5,000平米ほどの先行取得をいたしておるわけですが、これについては再開発事業用地、また再開発事業用地の代替地、また再開発区域にアクセスいたします道路の用地、また駅前整備にかかわります用地という4区分で取得をしておるわけでございます。それぞれ目的を持って購入をしております。

その目的につきましては、いまだ事業はやってないわけでございますけれども、消滅をしているというわけではございませんので、今後前回の駅前再開発の特別委員会の方でも御議論いただきましたんですが、十分に再開発事業の進捗を見きわめながら、当初の目的で購入した用途に利用していきたいというふうに考えておるところでございます。また、その期間まで相当あると思いますので、暫定利用につきましても、検討できる部分については現在もしておるわけでございますので、

やっていきたいというふうに思っております。

それから、農業振興にかかわりましてでございますが、減反率、議員お示しのように、市域全体の57%程度がいわゆる減反を余儀なくされていると申しますか、国の方針に基づきまして実施をしておるわけでございます。生産調整につきましては平成11年度で終わりました、12年度には新たに名称が変わりまして水田農業経営確立対策事業という名称となっておりますが、内実はいわゆる減反と同じことでございます。

泉南市の農業を眺めてみますと、米づくりにつきましては、一番手間のかからないと申しますか、農業方法でございまして、できるだけ水田をしたいという農家が多いわけですが、転作ということになりますと、議員おっしゃられるように十分に転作の効果が発揮できない。遊休地となったり、いわば荒地となってしまう可能性が高いということでございます。

本市の農業につきましては、都市化の進展に伴いまして、農地も減少しておりますし、また、生産環境の悪化も進んでおるところでございます。担い手である農業の従事者が非常に厳しい状況にございまして、都市近郊の有利な立地条件を生かした野菜づくり、花卉等の収益性の高い作物と稲作を組み合わせた経営、これには相当経営努力が要するような状況となっております。泉南市は優秀な地場生産農家の方というのはたくさんおられることですので、水田からいわゆる施設園芸、これらに転換するというのも農業経営を支える大きな基盤となるというふうに思っております。

今後も都市化が進むのは、これは間違いないことですので、耕地面積が少なくなっていく、また放棄地が多くなっていくということで、魅力のある農業を展開していくためには、大変な努力が必要になってくるというふうに思っております。その中で、農業者が一体何を求めているのかという実態を熟知した上で、生産者団体とかJA等の関連団体とも連携を密にいたしまして、農業振興のための各種施策の展開を講じていきたいと考えております。

それから、生活道路の整備というお尋ねでござ

いましたが、まず市道の中の池砂川線の問題でございますけれども、これにつきましては、府道の和歌山貝塚線、旧小栗街道でございます。これと本市道との交差点付近の道路整備でございますが、建物を建てかえるというセットバック方式による整備を12年度に事業として計画をしておりますところでございます。

これにつきましては、地権者の方の御同意も現在いただいておりますので、12年度には実施をしたいというふうに思っております。沿道権利者の理解と協力が不可欠ということでございますので、今後いわゆるセットバック方式によるような事業につきましては、努力をしていきたいというふうに思っております。

次に、市場長慶寺砂川線の府道の大阪和泉泉南線との交差点の整備の件でございますが、この信号のところの新家駅側につきましては、既に先行取得をいたしております。議員御指摘のように電柱とかありまして、夜間の車両での通行なんかは危ない場合もございますので、交差点部分の整備については、関係機関と協議調整をする中で、暫定利用の必要性も理解しておりますので、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 2点ほど答弁の漏れた点があるように思いますので、簡単にやります。

泉南聖苑のいわゆる事業見通し、財政見通しについてお示しをいただきたいというふうにお願ひしたんですが、これは言われましたか。

それから、もう1つ、私は谷部長にはいわゆる泉南市の独自の低所得者対策にということで聞いて、国の施策の紹介をしてもらいたくて質問したわけじゃないんですよ。答弁は全然してないんやから、国の政策を披瀝しただけだから、特別対策をね。余り難しい質問はしなかったんだから、今回は、だから簡単な質問をやってるんだから、そらちゃんと答えてくださいよ。ないんであればないと、これでもよしいよ。ないことを言わんがために、国のことを紹介したのかなと、そういうふううがってとっていいんですか。ちゃんと答弁してください。

その2つです。答弁漏れなんで、まずお答えをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） どうも答弁漏れで申しわけございません。泉南聖苑の整備でございますけれども、現在、泉南聖苑につきましては、地元合意に向けて全力を挙げているというところでございます。12年度につきましては、基本計画の見直しができるかなというところでございます。

そして、それが地元の合意がとれた時点から、やはり見直し、そして基本設計、実施設計と入っていく中で、まだ現時点では数字というんですか、財政的なもんは出ておりません。ただ、15年度以降、費用的にはかなりかかってくるんじゃないかなというように考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、介護保険制度の弱者への支援策ということで、その保険料の関係の市の独自の減免制度について御質問があったと思います。

先ほど私がさせていただきましては、現在、条例提案させていただいております要するに保険料の減免であります。その条文を今説明させていただきました。そしてあと、市が独自に考えているという部分につきましては、まだ今後規則とか要綱とかそういったところで、先ほど老齢年金受給者等の生活困窮者の対応も含めてということで、私答弁させていただいたと思います。ただ、どういった形でやるかというのは、まだ今のところ災害あるいはその他の特別の理由があるというところの減免規定を今紹介させていただいたことです。

そして、特にこの減免規定では、災害、そしてあと保険料を徴すると生計を維持することが困難な者、そういった具体的なところも条例の方で提案させていただいておりますので、その辺が市独自の要するに減免の規定になっていくのではないかなと、このように考えております。

それと次に、横出し、上乗せの法外施策、これについての市独自ということもあったと思います。

ただ、横出し、上乘せの問題につきましては、基本的には先ほども申しましたこの介護保険制度の中で、その施策を展開していき、そしてあと、別の施策につきましては、介護保険財政に影響を及ぼさないよう市の福祉施策として各種の在宅介護サービスを実施すると、こういった形で説明させていただきました。

そしてあと、具体的にどういった事業があるかといいますと、現在検討しておりますということで、生活支援活動員、そういった具体的な事業を述べまして、そして説明させていただいたと、そういうことでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 市長は、道路行政については、とりわけ都市計画道路については長いスタンスで見てほしいと、こういうように言われました。私は、いわゆるりんくうへ通じる市場岡田線、それから榎井西岡田吉見線、この2路線については、位置関係、役割、この2つからいっても府道からりんくうへの延長の道路ですし、りんくうへ通じるということであれば、非常に広域的な意味合いのある道路、広域行政の中で位置づけて、まさにそれに責任を持つ大阪府にやってもらうべきではなかったのかと、こういうことをかねがね主張してきているわけです。

市が22億もかけて、そのほとんどが借金なんですけど、借金をどんどんふやしてやる事業ではなかったのではないかと、こういうふうに言ってるわけですね。まさに長いスタンスで見れば、この事業をやったことによって大変ないわゆる借金財政に陥った、その一端をこの道路が担ったと、こういうことを言ってるわけですね。

ちなみに市長ね、私は冒頭、登壇で、こんなに借金をしてながら、確かに道路はできました。下水はこれは必要不可欠なものですから、この進捗は私たちは是としているわけですが、しかし本当に子供たちのまなびやである学校のいわゆる大規模改修なり、そういうものについては6年間まさに据え置かれましたよ。こんなに借金をしてるのに、必要な学校施設が据え置かれた、このことを問題にしたわけですね。

あなたが公共事業関係に政策的な意味合いから

参画されるようになったのは、まさに市が公共事業を膨らまし始めた62年、このときにあなたは事業部長になっておられるんですね。この前年の借金残高は118億7,500万、そしてあなたが理事兼市長公室に事業部長から昇進された平成4年にはもう145億6,000万、こういう借金になっているんです。助役になられたとき、その翌年ですが、161億8,300万、そして市長を経て今日は240億円と、こういう額に、まさに借金額は11年度末で約2倍強に膨れ上がっているわけです。その中でも、老朽校舎の大規模改修は据え置かれた。ここに市民の声を聞いた行政があったのか。私はそういうことを言ってるんです。

本当に金がない、金がない、大規模改修には金がかかるんだ、耐震構造も組み込まなあかん、こういうことで6年間ずっと据え置かれてきた。来年やっと、いろいろ市民からの批判もあり、議会からも問題が指摘されて、やっとあなたはやり始めた。みずからの意思やないじゃないですか。それは声を聞いて酌み上げてやったと言うたらそれまでです。

市民の市民のとあなた言われますけどね、例えばいわゆるヒューマンサイエンスの問題でも、市民に理解を求めたと。関係住民だけでも約1万以上ある樽井、男里のそういう関係者の中で、わずか2人の人に理解を求めた。その理解を求めた結果がどういふうに樽井の地区あるいは男里浜地区、こういうところへ速やかに伝わって、全住民の理解が得られたのかどうか。追跡調査されましたか。2人で十分だったんですか。

それから、また今度、昨日、さきの質問者からもありましたけれど、いわゆる敬老祝金のぶち切り。まさにぶち切りですよ。それも老人会の会長一人にお話をした。対象者は3,000人以上おられるんです、65歳以上の後期高齢者は。そして、いわゆる後期高齢者予備軍といわれる65歳以上も入れますと8,300人の皆さんがおられる。わずか一人の人に話をして、それで理解を求めた。

あなたが市民の声を聞くという姿勢は、その程度なんです。関係者すべてに理解を求めよう、そういう働きかけ、それをしないから、都市計画審議会で決まったらもうそれで事足りる、そ

う官僚的なことで処理をされる。それにのっつて私は長いスタンスでやってるんだと。その間にふえたのは借金じゃないですか。そして、できなかったのは重要な大規模改修じゃないですか。その辺の行政姿勢の転換を今こういう財政急迫のときに求められているのではないか、私はそのことを聞いている。

それで、先ほど財政の問題でいろいろお示しをいただきました。確かに、泉南市の財政は非常に急迫をしております、去年も大体一般財源を積み込んで、そして起債に頼ってやりたいいわゆる普通建設事業ですね、これが約19億弱。ことしは20億弱。大体6億から6億5,000万ぐらいの一般財源の支出しかできない。

それで起債は、去年はちょっと少なかったですけど、5億5,000万、ことしは6億2,000万程度と。この起債、そしてあとは国の補助や府費。大体20億、19億ですから補助が3分の1あって、それから起債が3分の1あって、それから一般財源が3分の1と、こういうスタンスで平準化して、ずうっと20億程度の事業をこれから14年までは進めていくと。それが中期財政展望ですね。中期財政展望にはそういうふうに書かれている。

それでも大変な財源不足になるんで、14億程度の財政不足になるんで、その辺は戒めてやっていきたいと、こういうことであっただろうというふうに思うんですが、ところが、14年なり15年までそういうスタンスでやっていかれるけれども、今言われたように和泉砂川再開事業ですね。これは市の持ち出しだけで、いわゆる補助なんかつく以外のやつですよ。これで28億と今お示しになりました。このうち6億ぐらいは15年までにやりますから、あと16年、17年で22億の持ち出しがこれだけでも集中するんですよ。今大体ずうっと15年までは6億ちょっとで来るんです。その大方倍近い財源がこの16年、17年で市の持ち出しでやらないかん。それだけじゃないでしょう。

それから、先ほどなんか農業公園については、15億程度でいけるんだというふうに言いましたけれど、買い取りだけで10億あるでしょう、農

業公園ね。それから、いわゆる箱物づくりの計画、どれだけ頭の中でおたくらは考えておられるかわからへんけども、私たち議会は示してもらってませんから。これは当初の書いたものでもらっている限り、大分古いですが、平成5年の書いたものでもらっている限り、ここは15億の計画なんですよ。その半分が市の持ち出しやと、こういうことになるわけですね。先ほどの15億というのは、全部ひっくりかえす額ですからね。市の持ち出しでいえば、これも大変なことなんです。

それに泉南聖苑ね。これはあなたら財政見通しがない、ない言うてるけれども、谷議員からも質問がありました。うちの林議員からも質問があって、市長は早急に火葬場や斎場ぐらいはまずやっていたかなあかんと思うと。これは計画が出てない。おかしな話ですよ。

それに加えて、先ほど基幹農道の話がありました。この基幹農道ではどうですか、費用は、6億8,500万、それに9,900万、合わせて大方8億近い事業になるわけですね、これ。これ市の持ち出しだけです。どないしますねん、16年、17年。そこへがぱっと集中してきますがな。平準化される前に起債の発行を思いとどまる、そうせざるを得ない。5億や6億ぐらいで推移せんとしょうない、15年まで。一般財源もその程度しか出せない。それでもなお14億の赤字が出る。財源不足になる。そやから16年、17年に先送る。先送ったときに、自主財源だけでもざっと30億ぐらいが必要になるんです、年間、私の計算では。違ったら教えてください。16年で、17年、どんな事業になります。

そんなことを見直すためには、過去歩いてきた道をちゃんと総括をして、問題点と教訓を導き出して、問題点については解消していく、こういう姿勢をとらない限り、公債費が伸びれば経常収支比率はどんどん伸びてくるんです。泉南市の経常収支比率が100を上回ってるのは、おたくら人件費や言われるかわからへんけども、その主要原因は、借金漬けの財政からくる公債費の伸びだ、私はそういうふうに思っています。そういうことになるのは必至なんです。

泉南聖苑はこれをやらないけません。そしたら

何かをカットせんとあかんわけでしょう。何をカットするんですか。そこで行政的な行政の基本姿勢が問われる。駅前ビルをつくるような、駅前ビル中心の砂川駅前再開発計画、これをこそ見直して、今求められている駅広中心の道路拡幅の子供やお年寄りに優しいまちづくり、こういう立場に立った駅前整備、これに切りかえていく、こういうことが必要ではないですか。

それから、一般会計に即はね返らないということで、開発公社の持っている土地ですね。遊休地です。これをそのままにするということも許されませんよ。これに対する対策もきっちり立てていただかなければならない、後年度の大きな負担になってくるわけですから。19億で買ったのが23億5,000万になってるわけやから。1年間に4,000万の利息を生んでるわけや、砂川だけで。砂川の駅前再開発の関連用地だけでそれだけの額を生んでるわけだから、その辺の行政姿勢が今早急に市民の立場に立って、市民本位の立場に立って、改善が求められている、私はそういうふうと思うんですが、その点についてどうでしょうか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。
市長（向井通彦君） かなりのことを言われましたんで、私も反論をいたします。

まず、道路問題でございますが、旧26号線から海だけしかつくってないじゃないかというお話でございますが、市場岡田線は御承知のように、山手は大阪和泉南線からりんくうタウンまで市内を縦断する道路の一部でございます。その部分をこの前旧26号からりんくうまで整備したわけです。したがって、今は第二阪和国道からりんくうタウンまできれいに都計断面でできております。残っておりますのは山手でございます。

それから、もう一方の樫井西岡田吉見線も旧26でとまっているわけではございません。山手は樫井西線といいまして、将来砂川樫井線につながる都市計画道路でございます。これは地図を見ていただいたらわかります。そういう一環の中でやっているわけです。

問題はタイミングでございます。関西国際空港が来たときに、そのチャンスを逃さず有利な条件で早期につくるということが可能になったわけで

すね。ですから、国は普通今2分の1ですから国の補助をいただいて、残りの2分の1の2分の1は企業局に負担をしていただいたわけですが、基本的にですね。そういう形で事業をやって、非常に有利な条件の中で、しかも通常の道路事業から見ますと、驚くほど早くでき上がったわけです。ですから、あなたはどのような評価をするか知りませんが、近隣の議員さん、私もたくさんつき合いがございまして、いろんな方から泉南市は道路がすばらしいなと、よく進んだなという評価をいただいております。

それから、総福のことも言われましたけれども、総合福祉センターもこれは福祉の中心核として当然必要な事業でございます。今何人御利用いただいているか御存じでしょうか。20万人を超えております。これだけの多くの皆さんが利用していただいている施設をつくったということで、これはやはり投資効果は非常に大きいわけでございます。そういうこともやはりきちっと評価をいただかないといけないと思います。

財政が苦しいというのは、何も事業をしてなくて苦しいというなれば問題でございますが、泉南市の場合、今言いましたような事業を含めて、都市基盤の整備に中心を置いた事業を相当やりました。それだけの成果が上がっておるわけですね。ですから、起債償還が始まってその率がふえてきたということでございます。

ただし、ここ数年でピークを迎えます。もう山を越えますから、そうすると、徐々に減じていくということになりますので、また新たな事業展開ができるというふうを考えております。その中で何を選択していくかというのは、当然おっしゃるとおり、我々も今の財政状況も含めて、市民のニーズを的確にとらえて、先般来からありました行政再評価も含めてやっていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、御指摘ありました砂川駅前については、駅前広場と道路を広げたらいいじゃないかというのは、非常にきれいに聞こえます。が、都市計画で今20メートルの計画を打ってるわけですね。そうすると、道を広げなさいということは、その沿道の商店なり家屋の方、じゃどういふふうにし

たらしいのかと、されるのがいいのかということをやはりきちっと考えないと、（和気 豊君「考えたことないの。考えたことなかったら教えてあげるわ」と呼ぶ）そこに残れないわけですよ。じゃ、御披瀝をいただきたいというふうに思います。それを受けて、また私の考えを申し上げます。議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 市長ね、ここは審議の場ですから、行政が出してきた具体的な提案、これを我々が評価する。これが我々の仕事ですから、市長が変わったときには、私から市長にレクチャーをして差し上げましょう。

それで、市場岡田線新設事業、櫻井西岡田吉見線新設事業、まさに国策として有利なときに、空港に関連して国策が進む、この有利なときに飛びつきたい、2分の1の補助もraitたい。市場岡田線27億3,152万7,000円、国庫から入ったお金は4億7,700万、櫻井西岡田吉見線に至っては、27億9,900万に対して3億6,200万。何が2分の1ですか。あんた数字言うんやったら、正確にちゃんと資料に基づいて、苦し紛れにでたらめ答弁やめなさい。こんな答弁しといて、みんな議会が聞いているんです。傍聴者もあるんです。正確に言うてください。2分の1、何が2分の1ですか。

そういうことで、学校など市民に求められている施設改善、子供たちのまなびやのそういう据え置き、どんなに言うてもこれだけ借金がふえてるのにそれを積み残す、こういうことは行政姿勢としては許されない、私はそのことを強調して次に入っていきたいと、こういうふうに思います。

駅ビルについては、これはいわゆる改善の方向で考えていかれるのかどうか。どうしてもない、聞きたいということであれば、あるでしょう。2階建てで1、2階へ地権者をいわゆる権利変換を求めている、この場で商業をやりたいというふうに考えておられる皆さんのために。今の砂川操車場線に隣接したところは全部拡幅になるわけですから、今度は今その裏側になっているあの土地がまさに道路に面するわけです。ここへ一定の規模のこの面積を利用した 不用地の利用ですからね。ここへ建物を建てると、こういうことも考え

たら、1つは考え方としてはそういう方向も考えられる。まさにいわゆる西街区はとんざしている。それと合わせた案だというふうに私は思うんですが、そういう案について意見があれば、今度は逆に検討してないんやから、まさに無責任ですよ。お聞かせください、私は提案したんだから。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 和気議員の考え方はわかりました。我々もあそこは前の商店の裏になりますから、将来府道を拡幅する場合には、一部そういう使い方はできるかというふうには思っております。ただし、それはあくまでもすべてを吸収するだけのエリアでもございませぬし、それだけのキャパもないというふうに考えておりますし、何分にも、まずその権利者がそういうことで、合意形成ができるのかと。かなり駅から離れるわけでありますから、それは大変難しい問題があるというふうに思いますよ。

それはもう前から私どもあの土地を取得するときに、万々がーにその再開発ができないということになったときに、街路事業で広げるという場合には、これは街路事業でやる場合は府になりますから、その代替地になり得るということも含めて先行取得をしておりますから、それはもうとうの昔に織り込み済みでございます。そういう案でございますね。それはもう随分前から私ども理解をしている内容でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 開発公社で持ちあぐねている、将来に大変な財政危機の温床になる、こういうことの解消も含めて、1つの理ある提案ではないかというふうに思います。既に検討されておるといふことであれば、また所管の検討委員会等で詳しくその話は煮詰めていきたい。

それで次に、介護保険の問題に移っていきいたいというふうに思うんですが、いわゆる市独自の低所得者対策については考えておられるんですね。

142条関係の法で言う、介護保険法の中でうたわれているのは、災害、そして突発的なことが起こった場合に、いわゆる火急避難的な対策しかないわけですから、だからこそ一般行政で市が独自の施策を今求められているわけです。

今度は5段階で税を徴収していくわけですが、例えば一番低い低所得の老齢福祉年金の受給者、これはもう額は国で決まっていますから、平均34万4,000円、こういう方が仮に保険料を払う。確かに半年は要らない。後の1年間は半額。しかし、この10月からは保険料を徴収されるわけですから、こういう方はね。

そして、なおかつ、例えば5度の重介護が必要だという人になった場合に、3%要るわけですね。そうなりますと、大体37万の3%ということになって1万円を超える負担になる。34万4,000円という額ですから、これは月々3万円にも満たないような額なんです。そこからこれだけの、1万数千円の負担が出ていく。

こういう人たちに対して、国の142条では救済の措置はないわけですよ。これを当然市独自でつくるべきではないかという、そういう話をしていくわけですから、そのことについては、いわゆる規則等でお示しをいただけるのかどうか。既に市は一定の場所で、事業策定委員会等でそういう話をされておりますし、そこに出した資料でも、そういう特別な対策については考えていく、こういうふうに言われてるんですね。そのことの確認とあわせて御答弁をいただきたい、こういうように思います。

それから、もう1つは利用料の問題なんです。利用料については、先ほど申し上げましたように、10%が3%に特別対策でなったけれども、これは即払っていかないかんわけですね。だからこそ吹田なんかでは4月1日から発足の新しい規則をつくって、それに対応していったわけですよ。これはもう待たないんです。これについてはどうされるんですか。この辺の減免規定、規則は考えておられないのかどうか、この辺についてお聞かせをいただきます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、保険料の話でございます。

以前に事業計画の策定委員会のときにも、この保険料の減免の話が出ました。それも市独自の施策ですけれども、その中で、特に保険料につきましては、この介護保険料、それとは別な形で、例

えば第2号被保険者の場合、国保の場合なんかでしたら、現在政令軽減と、あと一定2割軽減といったところもございます。その辺で、その軽減分をあとどういうふうに拡充していくかということから、この辺についてまた踏み込んだ形で検討していきたいと、こういうところ辺で我々としては、市独自の方針ですね。それを出していただけるのではないかと、そのように思っております。

それとあと、利用料の話でございます。これにつきましては、低所得者というんですか、例えばホームヘルプサービスを御利用される方については、10%が3%といった形の特別対策等が示されております。ですから、我々利用料につきましては、当然ほかのサービスを利用して、一定その1割とか負担される方もございます。ですから、この利用料につきましては、まだ今現在、具体的にどういった形でということを持ち合わせておりません。そして、これからまたこの負担金についても検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） またまたいうていろいろ言葉をつなぎはったんですが、いわゆる利用料については、この4月1日から待たないんですよ。保険料については10月まで期間がありますから、その間に規則等をつくり上げていくと、立ち上げていくと、このことは納得しました。利用料については待たないんですよ。そういうことについてお示しをいただきたい。

それで、私、少し財源問題について考えていきたいと思うんですが、11年と12年のこの関係にかかわる市の持ち出しは、通常考えれば今まで市は国が5割の措置、5割の金を出してくれる、措置費を出してくれる、そして利用者や府の案分率以外で大体25%を持ち出さなければならなかった。ところが、それが今度の介護保険法によって、12.5%で持ち出しがよくなった。

普通考えれば、介護保険制度が導入されたことによって、市の持ち出しが少なくなったのではないかと、この辺は実際上は、人数がふえた分、これは関係ないですよ。同じ人数で比べた場合、11年と12

年度で市の持ち出しは実際上どうなったのか。新しく施策展開した、この部分は関係なくて、従来
の事業の関係の対比でいえばどないなのか。

この辺をお示しいただきたいのと、それから市長が一昨年の12月の議会で私にはっきり御答弁
いただきましたが、いわゆる老人医療の助成を市は打ち切ると。これについて2,800万の新たな
財源、これが出せない、これがだんだんふえていく、だからこの2,800万については、これだけ
であればいくけれども、出せないんやと。だから、これは他の施策に施策転換の財源に回すんだと、
こういうように言われました。この2,800万は今回の介護保険のいろいろな住民の立場に立った
施策にどういうふうに反映されているのか、その辺についてもお示しをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、利用料の問題でございますけれども、これに
つきましては、我々今考えておりますのは、特別対策で示されております分でその利用料の分につ
いては検討してまいっております。それと、その利用料の問題につきましては、今後まだ検討
する余地があると、このように今のところ考えているというところで、御理解のほどお願いしたい
と思います。

それとあと、今度はその予算の関係でございます。これにつきましては、資料の方でたしか平成
10年度決算内訳と、それと平成12年度ですか、その予算額の中で議論をされたというふうに聞いて
おります。そして、その比較というんですか、当然平成12年度の予算では、現在介護保険特別
会計の予算という数字、特に今回の予算で示されている一般財源と平成10年度の決算の一般財源、
及びそのときにどのぐらいの方がこの施策を利用されたかというその辺の人数案分等を出しまして、
それで計算して、約5,600万円程度市負担が三角、要するに軽減されているのではないかと
いうことで説明させていただいたと思います。

ただ、この分につきましては、当然その当時、平成10年度にさかのぼった形の分ですけれども、
あと平成11年度及び平成12年は、一般財源ベースですけれども、1億以上伸びてきているという

こともありますので、我々としては、現実こういった数字の分は今後またふえていこうと、
そういう理解をしております。

ただ、平成10年度ベースで比較する場合に、当然先ほど言いました5,600万円程度三角とい
うことが出てくるんですけども、それが例えば歳入歳出とも同じようなベースで上っていきま
すと、当然その5,600万というのは浮いてくるとい議論は出てくるんですけども、多分今後歳
入の伸びの方が歳出よりも当然少ないだろうということもあります。そうしましたら、この5,60
0万という数字が当然消えていく。逆に今後平成12年度については、平成11年度の一般財源よ
りもなおかつ1億2,800万、これぐらいふえてきているという現実もありますので、我々この辺、
今後この介護保険の事業を考えていく場合に、今後のスライドというんですか、その辺も今後の予
算の編成の方で考えていきたいと、このように考えております。

それと、もう一つ、老人医療の助成制度、大阪府の助成金の話で、削減されたというところで、
今回こういったところの予算を平成12年度に乗せているんかという御質問ですけれども、基本的
には例えば給食サービスでありますとか、あるいは街かどデイサービス、この辺で我々事業としては、
この31項目、以前議論されましたけれども、こういった形の分が今度の単独事業とかそういった
中で反映していると、このように理解しております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと私、具体的に数字を言って、2,800万という数字を出してお示
しを願いたいということを行ったんですが、先ほどから出ている、これはもう12月議会の繰返し
にもなるんですけども、そういう答弁をされますと、少しは12月議会を踏まえて、進捗ある御答
弁をいただけるのかなというふうに思いましたけれども、街かどデイサービスとか給食配食サー
ビスとか、それからその他言われている支援対策ですね、受給者向けの。これはほとんど国が31
項目上げつらって、市町村に対する補助事業ということで出している施策でしょう。

だから、2,800万というのは泉南市の独自財源であって、府の補助を受ければまさに5,600万になるような仕事ができるわけです、2分の1の補助の分については。だから、その辺のことを宿題として、今回は時間がなかったですからお示しを願いたいということをお願いをしておいた。

それから、先ほど言われたように、12.5%の持ち出しで市が済むことによって、同じ人数で比較をした場合には、5,400万何がしかのいわゆる三角、軽減措置になると、こういうことで、その財源についても、これからの新しい事業展開は、これは市が独自で考えてもらわないといけないわけですが、事実上今まで出しておいたお金を出さなくてよくなった。この分については、当然利用者なり被保険者に還元すべきではないかというように思うんです。

それと、これもちょっと答弁をやっている中で思い出しましたが、漏れている点がありますので、あわせてお聞かせをいただきたいんですが、40歳から64歳までのいわゆる2号被保険者ですね。これも泉南市のいわゆる応益割部分が非常に高いと、こういう特殊性から生活保護ボーダーライン層で大変な負担になってくると。それ以下のいわゆる低所得者、低被保険者の皆さんに大変な負担になってくる。このことについての対策ですね。これは国保運営協議会で助役もきっちり、国保、それから介護保険、この両方をセットした中で低所得者軽減措置については考えたい、そういうことを了として、国保運営協議会では市長に答申もしているわけですが、その辺についての御答弁、これは漏れていたように思いますので、あわせてお聞かせをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、介護保険事業の法定外の施策の議論でございます。

確かに、老人医療の助成の引き下げのときに、たしか街かどデイとかそういった事業の議論が出ました。そして、そういったものを展開していくという形だったと思います。ただ、そのときには、当然この介護保険事業の法定外事業には、こういった事業は示されませんでした、そのときには、

そして今回、この法定外事業の中に、こういった事業がそのときの事業として、同じような事業が法定外事業として国の方から示されてきたという経過がございます。

ですから、我々としては、要するにこれは老人福祉の、老人対策の1つの施策ですので、そういった総括的な中で我々はこの事業をとらえていきたいと、このように考えております。

それと、続きまして、先ほど申しました介護保険事業に移行したときに、平成10年度決算で比較した場合には、5,600万円程度三角になると、要するに一般財源が少なくなるという試算をしております。ただ、先ほども申しましたように、この5,600万が実際に11年度、12年度と数字を追っていきますと、今度は逆に前年度よりも1億以上の数字に伸びてきているという現実がございます。ですから、その辺のことも考えながら、我々としてはこの予算を検討していきたいと、このように先ほど答弁させていただいたというところでございます。

それと、2号被保険者、特に国保の加入者の問題でございますが、これにつきましては、国保運営協議会のときにも我々答弁させていただきました。お答えさせていただきました中で、この分につきましては、先ほどもたしか答弁させていただいたと思いますけれども、政令軽減の4割、6割、それと市独自の2割というのが現実に軽減策としてあります。

ただ、そのときに2割軽減につきもう少し、これは独自の考え方として 所得制限というところ辺になると思うんですけども、その辺で拡充を何とか考えていって、市独自の軽減策を考えていきたいと、そういうように述べさせていただきました。ただ、その辺につきましては、どのような形でやっていくかというのは、まだこれからの検討課題ということで御理解のほどお願いしたいと、このように思います。

議長（嶋本五男君） 和気君。あと3分です。

13番（和気 豊君） 市長、今、谷部長から自立支援対策、これは確かに府の補助事業だろうと、市がそれを受けてやらなければ花開かないわけですから、これをやっていただけるということで、

これは私は了としたいと思います。

あと、どう見ても、例えば20人近い待機者が本来認定で施設に入れる、特別養護老人ホームに入れるけれども、入れないというような方がおられるんですね。この人がいわゆる特養へ行けば24時間介護でしょう。ところが、それを受けられない。やっぱり自分で自己負担をせざるを得ないような、そういう人も出てくるわけですね。そういう人に対してもやっぱり利用料の負担というふうなものが早急に必要なんです。これはもう具体的に事例を挙げれば幾らもあるわけです。そういう個々の対応ですね。これはすべてにやれということではないわけですから、そう財源も要らない。

例えば吹田でも、あれだけの35万円で、いわゆる利用料の軽減措置が3,600万なんですよ。先ほど言いましたような財源も一定あるわけですから、そういうものを手当てをして具体に対応していくと、こういうことが今求められているのではないかというふうに思います。

原課でも一定そういうことで、そういう規則づくりをやっているようでありますから、ぜひこの点は市長からも強く指示をして、本当に喜ばれる介護保険、いわゆる国のまずい点、課題を泉南市で何とか努力をして前向きに進めたんだと、こういうふうに胸を張って言えるように、ひとつお願いをしたいなと、こういうふうに思うんですが、御答弁いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特養もあと1カ所、12年度末ぐらいにはできるかというふうに思っております。待機の解消もそう長くは続かないというふうに思います。

そういう中で、いろいろ実態に合った対応の仕方をしていかなければいけないというふうに考えておりますので、今議員からもいろいろ御提案なり御示唆もいただきましたので、原課に十分その点も配慮して対応できる体制をつくるように指示をいたしたいと存じます。

13番（和気 豊君） 終わります。

議長（嶋本五男君） 以上で和気議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いた

しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明9日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明9日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時42分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 嶋 本 五 男

大阪府泉南市議会議員 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 西 浦 修